

平成 2 8 年

# 国見町議会会議録

第 3 回 定例会

平成 28 年 6 月 21 日開会

平成 28 年 6 月 24 日閉会

国 見 町 議 会

## 平成28年第3回（6月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

### 第1号（6月21日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
陳情の委員会付託	9
議案の上程（報告第4号～議案第47号）	9
町長提案理由の説明	9
散会の宣告	15

### 第2号（6月22日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
一般質問	19
1番 松浦和子君	19
①道の駅「国見」を町の観光拠点とした構想について	

②平成28年度の各種委員会における女性委員の割合について	
8番 松浦常雄君	28
①台風等による大雨に対する用水路及び、湛水防除ポンプの備えについて	
②耕作放棄地や工事の残土の捨て場の雑草駆除について	
5番 佐藤定男君	34
①11月改選予定の町長選挙について	
2番 村上 一君	38
①結婚世話やき人について	
②農産物加工施設について	
11番 浅野富男君	43
①道の駅建築工事に関して	
7番 渡辺勝弘君	56
①有害鳥獣への対策と今後の取り組みについて	
6番 村上正勝君	65
①道の駅の管理・運営について	
散会の宣告	70

### 第3号（6月24日）

議事日程	71
出席議員	72
欠席議員	72
遅参及び早退議員	72
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	72
本会議に出席した事務局職員	72
開議の宣告	73
報告第 4号 継続費の報告について	73
報告第 5号 繰越明許費の報告について	73
報告第 6号 専決処分の報告について	73
報告第 7号 町が出資している法人の経営状況について	73
承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて	74
議案第39号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	74
議案第40号 国見町税条例等の一部を改正する条例	75
議案第41号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例	77
議案第42号 復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正	

	する条例	78
議案第 4 3 号	東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例	78
議案第 4 4 号	国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	79
議案第 4 5 号	町道路線の認定及び変更について	80
議案第 4 6 号	平成 2 8 年度国見町一般会計補正予算（第 2 号）	82
議案第 4 7 号	平成 2 8 年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	87
	常任委員長報告	
陳情第 1 3 号	国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書	87
陳情第 1 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について	87
	追加日程の議決	89
発議第 3 号	「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書	89
発議第 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	89
	議員の派遣について	90
	常任委員会の所管事務調査について	90
	町長挨拶	90
	閉議及び閉会の宣告	91

国見町告示第22号

平成28年第3回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月9日

国見町長 太田久雄

記

1. 期 日 平成28年6月21日
2. 場 所 国見町議会議場

## 応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

# 第 1 目

平成28年第3回国見町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年6月21日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 陳情の付託
  - 陳情第13号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書
  - 陳情第14号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
- 第 4 報告第 4号 継続費の報告について
- 第 5 報告第 5号 繰越明許費の報告について
- 第 6 報告第 6号 専決処分の報告について
- 第 7 報告第 7号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議案第39号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第40号 国見町税条例等の一部を改正する条例
- 第11 議案第41号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第42号 復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第43号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第44号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第45号 町道路線の認定及び変更について
- 第16 議案第46号 平成28年度国見町一般会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第47号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）



・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	佐藤克成君	まちづくり 交流 課 長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課 長	蓬田英右君	会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

5月から服装はクールビズになっております。暑い方は上着を脱いで会議に臨まれても結構ですので、よろしく願いをいたします。

まず冒頭に、平成28年熊本地震による犠牲者にお悔やみと、被災者に心からお見舞いを申し上げます。東日本大震災を経験した私たちも人ごとではなく、1日も早い復旧・復興を願いたいと思います。

さて、ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回国見町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

はじめに、議会関係について事務局長から報告いたさせます。議会事務局長。

議会事務局長（羽根田孝司君） 議会関係についてご報告いたします。

平成28年第2回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第2回議会定例会で可決いたしました、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書並びに福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月18日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり、報告4件、承認1件、議案9件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情2件であります。

一般質問の通告は7議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について、報告を求めます。

最初に、公立藤田病院組合議会について、8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 公立藤田病院組合議会平成28年第1回定例会の報告をいたします。

去る3月25日午後4時から、公立藤田病院大会議室において公立藤田病院組合議会平成28年第1回定例会が開催されました。提案された議案は3件であります。

議案第1号は、公立藤田総合病院職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する

条例の一部を改正する条例についてであります。これは、昨年の人事院勧告並びに福島県人事委員会勧告に基づき同様の措置を講ずるために改定を行うものであります。

次に、議案第2号、平成27年度公立藤田病院組合病院事業会計補正予算（第1号）であります。既定の予算の年度末整理であり、収益を1482万円、費用を2042万円それぞれ減額補正し、病院事業収益を59億8095万9000円に、対する病院事業費用を59億7535万9000円に改め、収支差引額を560万円とするものであります。また、資本的収支も収入支出それぞれ改め、不足する額を過年度分損益勘定留保資金で補填したいとするものであります。

次に、議案第3号、平成28年度公立藤田病院事業会計予算であります。第2条の業務予定量は、病床数及び年間患者数をこれまでの実績と将来予測により定めようとするものであり、第4項の主な建設改良事業では、高度化する医療への対応や経営戦略と収支のバランスを考慮しながらも、自治体病院としての使命の遂行や医師が求める診療に必要な医療機器の重要性にも配慮して効率的に整備したいとするものであります。病院事業収益及び費用は60億3697万4000円の収支均衡予算とするものであります。

これらの3議案は、採決の結果いずれも原案のとおり可決されました。

なお、お手許に議案書の写しを配付してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 次に、伊達地方消防組合議会について、7番渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 伊達地方消防組合の報告につき、私から報告させていただきます。

去る3月28日午前9時より、伊達地方消防組合会議室におきまして全員協議会が開かれ、川俣町議会選挙後の初めての議会として、新たな議員の構成に基づき自己紹介を行い、提出議案について協議いたしました。

続いて午前10時より、組合議会第1回伊達地方消防組合定例会が開催されました。提出された議案は11件であります。

議案第1号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。その結果、国見町推薦の代表監査委員の佐藤徳正氏が選出されました。

議案第2号は、議員選出の監査委員の選任について同意を求めることについてであります。その結果、伊達市議員の菊地邦夫氏が選出されました。

議案第3号は、伊達地方消防組合行政不服審査会の条例の制定についてであります。行政不服審査法の施行に伴う条例制定でありました。

議案第4号は、伊達地方消防組合行政不服審査法の規定による資料提出等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてであります。申請、請求等の交付に係る手数料の額を定めるための制定でありました。

議案第5号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例整備に関する条例の制定についてであります。

議案第6号は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

議案第7号は、伊達地方消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてであります。平成27年総務省の条例の制定に関する基準を定める一部の改正省令の施行に伴うものであります。

議案第8号は、伊達地方消防組合行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。これは、行審法の施行に伴う整備であります。

議案第9号は、伊達地方消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、中央消防署南分署の住所の番地について、防火衣乾燥場の手続の誤りが判明したために改正しようとするものであります。

議案第10号は、平成27年度伊達地方消防組合一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ10万円を減額し、24億9157万5000円にしたいというものであります。

議案第11号は、平成28年度伊達地方消防組合一般会計予算についてであります。前年度に比べ8億600万円の減であります。16億4700万円にしたいということであります。減額の主な要因は、庁舎建設と消防救急デジタル無線指令システムの整備が完了したためであります。

これら議案11件は、採決の結果、原案のとおり可決いたしました。

なお、お手許に議案の写しを配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、伊達地方消防組合第1回定例議会の報告を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、伊達地方衛生処理組合議会について、13番八島博正君。  
13番（八島博正君） 3月定例議会以降、本日までの間に、伊達地方衛生処理組合議会が2回開催されております。1回目は定例会、2回目は臨時会でございます。2回について私から報告いたします。

最初の定例会は3月28日伊達衛生処理組合議会の議場において開催されました。当議会に提出された議案は12議案でございます。皆さんのお手許に資料が配付されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、議案第1号、伊達地方衛生処理組合行政不服審査会条例から議案第6号、伊達地方衛生処理組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、条例の制定、条例の変更等々の議案でございます。これは、資料の26ページまで載っておりますので、ごらん願いたいと思っております。

議案第7号、平成27年度伊達地方衛生処理組合一般会計補正予算（第3号）については、49万3000円を減額し、総額5662万4000円とするものでございます。

議案第9号、平成27年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計補正予算（第4号）は、1828万2000円を減額し、42億4534万3000円とするものでございます。

議案第10号、平成28年度伊達地方衛生処理組合一般会計予算は、歳入歳出それぞれ5630万円とするものでございます。

議案第11号、平成28年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計予算は、3億5540万円とするものでございます。

議案第12号、平成28年度伊達地方衛生処理組合ごみ処理事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ総額42億1050万円と定めるものでございます。

この議案第12号まで、それぞれ審議された結果、満場一致、可決決定されております。

続きまして、第2回伊達地方衛生処理組合議会臨時会が5月20日に開催されました。私も初めての議員でございますのでわからなかったのですが、伊達地方衛生処理組合議会の議長及び副議長、監査は、任期が2年になっております。これは、平成18年5月31日に議会全員協議会で申し合わせた事項によるものでございます。構成市町を2つのブロックに分けて、1つは伊達市ブロック、もう1つは川西達南ブロックに分かれております。川西グループには桑折町と国見町と福島市が入り、達南グループは川俣町でございます。

議長、副議長、監査委員の選任については、議長を選任したブロック以外のブロックから副議長、監査委員を選任すること。議長はブロックを交代で選出する。任期は2年とする。もし欠員が生じた場合は、そのブロックから選任し、任期は残任期間とすることが内規として決まっております。よって、国見町は去年の6月、桑折町は9月、川俣町は11月にそれぞれ選挙ありましたけれども、そこから選ばれた委員は、前の議長、副議長、監査委員の残任期間となっております。よって、ことしの5月20日で臨時会を開いて議長、副議長、監査委員の選任が行われました。

まず最初に、副議長の選挙が行われました。これは議長に宛てて副議長から辞任の願いが出され、本会議で可決されております。それによって、まず副議長が選任されました。各ブロックの順序によって、副議長は、ことしは国見町ということになって、私が副議長に選任されております。

続いて、副議長が議長選挙を行いました。それは、新しい副議長に今までの議長から辞表が提出されたからです。その辞表を全会一致で採択しまして、副議長が仮議長になりまして、議長選挙が行われました。議長選挙の結果、議長には伊達市から菅野喜明議員が議長に選任されております。これはローテーションでそうなのでよろしく申し上げます。

議長が選ばれて、その次は、執行部から監査委員の選任に同意を求める議案が第14号議案として出され、監査委員には桑折町から岩崎久男議員が監査委員に選任されております。

以上が今回の臨時会の議会の人事についての議案、審議の内容でございます。

なお、議案第13号、専決処分の承認を求めることについては、4月の大雨によって霊山に建設されました焼却施設の進入路の土手が崩れて道路を塞いだと。その道路は焼却施設への搬入のための道路なので毎日使っているため、緊急を要して、それを専決処分をしたという内容であります。議案第13号、専決処分は、提案どおり可決されております。

以上、伊達地方衛生処理組合から定例会及び臨時会の報告を終わります。

なお、詳しくはお手許に配付の資料をご参照願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番村上 一君及び3番井砂善榮君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの4日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月24日までの4日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、教育委員長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇陳情の委員会付託

議長（東海林一樹君） 日程第3、本日までに受理した請願・陳情は、陳情2件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程(報告第4号～議案第47号)

議長（東海林一樹君） この際、日程第4、報告第4号から日程第17、議案第47号までの報告4件、承認1件、議案9件を一括上程いたします。

なお、この14件については、本日提案理由の説明を受け、24日に議案説明、質疑・採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（太田久雄君） まず冒頭、平成28年熊本地震により犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に心からのお見舞いを申し上げさせていただきたいと思います。

それでは、本定例会にご提案申し上げております各議案についてご説明を申し上げます。

今定例会には、「継続費の報告について」などの報告が4件、「専決処分の承認を求めることについて」の承認が1件、条例改正等の一般議案が7件、平成28年度一般会計補正予算のほか1件の特別会計補正予算などの予算議案が2件、合計14件の当面する緊急かつ重要な議案をご提出申し上げます。

まず、各議案の説明に先立ちまして、平成28年3月第2回議会定例会以降の町政執行等の主なものについて申し上げます。

まず、「東日本大震災の早急な復旧・復興」について申し上げます。

最初に、除染対策についてでございます。

平成27年度からの繰越事業でございました空き地等の除染と藤田方部4号仮置場整備工事につきましては5月末に完了し、道路除染と生活圏の森林除染で発生しました除去土壌等の搬出の早期完了に向けて、引き続き取り組みを進めているところでございます。

平成28年度事業の道路除染と生活圏の森林除染につきましても、現場での作業を開始しており、国土交通省が直接実施する国道4号線の除染も進められているところでございます。

次に、原発事故に伴う町民の皆様の健康管理事業について申し上げます。

まずホールボディカウンターによる内部被曝検査でございますが、既に中学生の検査を終了し、現在は国見小学校の児童の検査を実施をいたしてございます。

来月からは4歳児未満と保護者、幼稚園児や高校生を対象に検査を実施しますとともに、希望される町民の皆様の検査もあわせて実施をすることといたしてございます。

次に「ガラスバッジ」による外部被曝量の測定についてでございますが、対象者は昨年同様、中学生以下の児童・生徒全員及びそのほかの一般町民の皆様の希望者を対象といたしまして、8月から3カ月の期間で実施する準備を進めておるところでございます。

また、県が実施する甲状腺検査につきましては、一昨年の本格調査に引き続き、事故当時、高校生以下だった方々を対象に実施する予定となっております。

次に、県北浄化センターに留め置きされた汚泥は、仮設汚泥乾燥施設の運転開始以来、5月末までに約49%の汚泥が減容化されまして、順次、飯舘村蕨平地区の廃棄物等処理施設へ搬出されているところでございます。

次に、あんぽ柿の産地再生に向けた取り組みについてでございます。

出荷再開4年目を迎える28年産のあんぽ柿加工・出荷につきましては、福島県あんぽ柿産地振興協会が協議が進められ、今年度の目標数量を震災前の80%、1250トンとし、原則、全量非破壊検査を実施するものの、生産者及び市場からの要望の強い個別包装大玉品の出荷についても、安全・安心を担保した上で再開する仕組みを構築すべく、協議が進められておるところでございます。

次に、仮設住宅入居者の移行に向けた町営住宅の修繕について申し上げます。

転居予定先となります日渡住宅は既に工事が完了し、南古館住宅も工事が完了し次第、随時転居を進め、来年3月31日までには転居できるように進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、「安全安心な町政の実現」について申し上げます。

熊本地震に伴う被災地への職員の派遣についてでございます。

4月14日に発生いたしました平成28年熊本地震は、熊本・大分両県にわたり大きな被害をもたらしたところでございます。

町といたしましては、東日本大震災の経験を踏まえまして、福島県からの要請に応え、5月30日から6月3日まで、職員1名を派遣をいたしましたところでございます。

続きまして、「活力ある町政の実現」について申し上げます。

まず、道の駅「国見」の建築工事についてでございます。

現在の進捗率は10%となっており、6月よりくい工事を予定しているほか、お盆明けには鉄骨工事に入れるものと考えておるところでございます。

次に、道の駅のソフト事業と6次化商品開発について申し上げます。

道の駅「国見」につきましては、3月18日に開業1年前のプレパーティーを開催し、平成27年度の事業成果の発表と開業に向けた意識の醸成を図ったところでございます。

また、出荷組合員の資質と意識の向上を図るため、道の駅「もてぎ」の代表取締役を兼ねております茂木町長を招いての講演会、町民の皆様を対象とした道の駅説明会、議員の皆様と職員を対象とした説明会をそれぞれ開催してきたところでございます。

さらに現在、道の駅の愛称につきましても募集を行っており、各種PRを行いながら、今後とも開業に向けたソフト事業を積極的に推進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、日本酒「あつかしさん」のモンドセレクションの金賞受賞について申し上げます。

国見産の献穀米「天のつぶ」100%で醸造いたしました「あつかしさん」は、火入れタイプのほうでございますが、このたびのモンドセレクション2016において、荣誉ある「金賞」を受賞し、国外でも高い評価をいただいたところでございます。

次に、「国見ルネサンスふるさと祭」について申し上げます。

去る6月5日、「ずっと好きです国見町」をテーマに開催いたしました「ふるさと祭」につきましては、関係団体の皆様のさまざまなご協力によりまして、数多くの方々のご来場をいただき、改めて「ふるさと」への思いを新たにいたしましたところでございます。

次に、「まちづくり事業」について申し上げます。

本年度の「まちづくり事業」の概要につきましては、5月に開催されましたまちづくり推進協議会におきましてご了承いただき、「義経まつり」を中心に実施していきたいと考えてございます。

本年は「義経まつり」9月22日の開催を決定しておりまして、引き続き「復興・



絆」くにみの日事業として取り組んでまいります。

なお、先月末には義経まつり実行委員会が組織されまして、具体的な検討と実施に向けた準備に入ったところでございます。

次に、観光事業について申し上げます。

福島県全域を対象といたしました「うつくしまアフター・ディスティネーション・キャンペーン」の一環といたしまして取り組んでいる「くにみしゅらん」につきましては、4月、5月、6月の3回開催し、国見型の観光事業を展開いたしました。特に6月には、貝田地区において特色あるメニューづくりの事業も進めたところでございます。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

地域おこし協力隊は、町外からの人材を地元を受け入れ、地域活動を行うものでございまして、4月1日付で、2名の隊員が地域活動や各種イベントなどで活躍をいたしておるところでございます。

続きまして、「思いやりのある町政の実現」についてでございます。

まず、介護予防「通いの場」事業についてでございますが、お年寄りの介護予防といたしまして、身近な場所で健康体操や運動を継続して行う「通いの場」を先行実施いたしました第2町内会のほか、町内5カ所で予定をいたしており、今月から9月にかけて順次開始する予定となっております。

次に、「くにみキッズフェスティバル」について申し上げます。

今年度の予算、子育て支援の新規事業といたしまして、8月7日に、観月台文化センターにおきまして「くにみキッズフェスティバル」を開催いたします。

この事業は、創作・体験活動を通しまして、親子で共通の楽しさを味わう「ふれあいの場」を設定したイベントを計画いたしておるところでございます。

次に、「くにみももたん広場」の利用状況について申し上げます。

平成25年7月31日のセミオープン以来、今年の5月末現在での延べ入場者数につきましては約9万2000人となったところでございます。9月中には10万人に達する見込みでございます。

最後に、「国見町の継続的な維持発展」について申し上げます。

まず、個人番号カードの交付状況等についてでございます。

通知カードの受け取りができずに町に返戻されたもののうち、転居や死亡、庁舎窓口で交付したものを除いた未交付は9通となっております。

6月末の保管期限までに、全ての皆様に通知できるように鋭意対応してまいりたいと考えております。また、個人番号カードの交付状況でございますが、委託をいたしております地方公共団体情報システム機構から町に送付された個人番号カード778枚のうち、657枚を町から本人に交付をいたしておるところでございます。

次に、「結婚世話やき人」募集について申し上げます。

現在、結婚に向けてのアドバイスや出会いのきっかけを提供するなど、世話やき活動をしていただける方を募集しておりまして、6月25日には募集説明会を開催する

ことといたしてございます。

次に、ふるさと納税事業について申し上げます。

平成26年度から「ふるさと納税」としまして寄附された方に対して国見町の特産品をお返しする取り組みを行ってまいりましたが、本年度よりインターネットを介しての申し込み、クレジットカードによる寄附金の納入を可能とし、町の特産品の種類やお返しする割合を大きくいたしましたことから、6月17日現在で2,572件、額にいたしまして約2600万円になったところでございます。

今後も、寄附金が見込まれることから、本定例会に補正予算をお願いをいたしておるところでございます。引き続き、国見町の特産品を広く周知することを目的に、さらなる拡充を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、「域学連携事業」について申し上げます。

桜の聖母短期大学とは、6次化商品の開発や、郡山市で開催されました「食育推進全国大会」で、国見まちづくり会社としまして共同ブースの出展などの取り組みを進めたところでございます。

また、福島大学とは「歴史を活かしたまちづくり」と「集落活性化」の分野でまるごと博物館事業や集落活性化事業に取り組むことといたしておるところでございます。

次に、「人・農地プラン」について申し上げます。

昨年度から進めておりました「人・農地プラン」につきましては、既に策定をいたしました小坂地区の一部見直しを含む町内5地区におきまして、5月31日開催の有識者等で構成する検討会でご了承をいただき、同日、その概要等について公表をいたしたところでございます。

今後は、プランに位置づけられた担い手の方々を中心に、国見町の基幹産業である農業の維持・発展のため、取り組みの強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、貝田地区等のほ場整備事業について申し上げます。

去る4月22日に国の事業採択を受け、平成32年度までの「県営ほ場整備事業」として着手されているところでございます。

今年度は測量及び実施設計を予定してございましたけれども、復興を加速させるために国の予算配分が増額となったことから、一部地区の面工事を追加し、早期の事業完了を目指すこととなり、この増額に伴う地元負担分などの必要な予算につきまして、今定例会に補正予算をお願いをいたしておるところでございます。

次に、インターネットを活用した公売について申し上げます。

5月13日に町の差し押さえ物件について公売による換価を行い、現在2回目を実施してございまして、滞納金の回収に向け継続して取り組んでおるところでございます。

また、ファイナンシャルプランナーによる納税相談会を開催するなど、滞納解消に向けた取り組みをあわせて進めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育について申し上げます。

新年度は、くにみ幼稚園138名、国見小学校412名、県北中学校250名でスタートいたしましたところでございます。

次に、県北中学校の外壁改修工事の進捗状況について申し上げます。

現在までの進捗率は75%となっており、8月末の竣工を予定をいたしておるところでございます。

次に、国見学園コミュニティースクール委員会の開催について申し上げます。

委員会におきましては、くにみ幼稚園、国見小学校、県北中学校の運営基本方針について承認をいただいたところでございます。

さらに、本年4月1日に施行いたしました「国見町子どものいじめ防止条例」に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめ防止対策に関する情報交換、意見交換を行ったほか、いじめ問題専門委員会におきましては、施策・取り組みなどについて指導をいただいたところでございます。

次に、本町にゆかりのある「故 石原 巖」氏が生前に収集した絵画等の美術品34点が、本年3月に家族の方から国見町に寄贈され、同じく寄贈を受けている県立美術館と共同で、6月11日から19日にかけて観月台文化センターにおいて、移動美術館「石原コレクション名品展」を開催いたしましたところでございます。

それでは、本定例会にご提案申し上げた各議案などについて、その概要を申し上げます。

報告第4号「継続費の報告」から報告第7号までの4件につきましては、地方自治法並びに地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告をするものでございます。

承認第1号の「専決処分の承認を求めることについて」は、急施を要したため専決処分した「国見町一般会計補正予算（第1号）」につきまして、地方自治法の規定により議会の承認を求めるものでございます。

議案第39号「国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、マイナンバーの情報連携の対象となる独自事務の拡大により、追加する事務を条例で規定するものでございます。

議案第40号「国見町税条例の一部を改正する条例」につきましては、平成28年度の税制改正による地方税法の改正により所要の改正を行うものでございます。

議案第41号「国見町税特別措置条例の一部を改正する条例」につきましては、適用期限を1年間延長するための改正でございます。

議案第42号「復興集積地区における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、適用期限を5年間延長するものでございます。

議案第43号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免について、対象を平成28年度分まで延長するものでございます。

議案第44号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、今年度の算定結果に基づく改正のほか、国の税制改正による改正を行うものでござい

ます。

議案第45号「町道路線の認定及び変更」につきましては、町道2169号及び町道2211号に係るものでございます。

議案第46号「平成28年度国見町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6599万8000円を追加し、予算の総額をそれぞれ93億599万8000円としたいとするものでございます。

歳出の補正増の主なるものにつきましては、ふるさと納税事業、Wi-Fi（ワイファイ）整備事業、加工施設整備事業、貝田地区ほ場整備事業、社会資本整備総合交付金事業、学習支援事業、震災復興交付金の事業期間終了に係る国への返還金など、補助事業の追加・変更に関するものや、国などからの早期着工の指示があるものなどを計上させていただいたところでございます。

歳入につきましては、各事業充当の国・県支出金並びに寄附金、繰入金、町債や繰越金などにより収支のバランスを図ったところでございます。

議案第47号「平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、国民健康保険税の算定結果などにより、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3158万8000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億609万6000円としたいとするものでございます。

この予算の提出にあたりましては、国保運営協議会におきましてご説明・ご同意をいただいておりますことをご報告を申し上げます。

以上、本定例会に提出いたしました各議案につきまして一括提案理由の主旨を申し上げますが、審議に先立ちまして関係課長からそれぞれ説明いたさせますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願いを申し上げます。

議長（東海林一樹君） 町長提案理由の説明は終わりました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

11時より委員会室北側で総務文教常任委員会を、委員会室南側で産業建設常任委員会を行います。

あすは午前10時より本会議を開きますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

（午前10時49分）

# 第 2 目

平成28年第3回国見町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年6月22日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一 君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	総 務 課 長	菅野信朗君
企画情報課長	菊地弘美君	税 務 課 長	松浦昭一君
住民生活課長	吉田義勝君	保健福祉課長	武田正裕君
産業振興課長 兼農業委員 事務局 長	佐藤克成君	まちづくり 交流 課 長	引地 真君
建 設 課 長	阿部正一君	上下水道課長	澁谷康弘君
原発災害対策 課 長	蓬田英右君	会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 記	安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

クールビズ期間ですので、暑い方は上着を脱いで臨まれても結構ですので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領良く発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

では、最初に、1番松浦和子君。

（1番松浦和子君 登壇）

1番（松浦和子君） 平成28年第3回定例会において、さきに通告いたしました内容について質問いたします。

道の駅「国見」を町の観光拠点とした構想についてお伺いいたします。

本年5月11日、町長は東京五輪組織委員会を訪問され、来春開業予定の道の駅「国見」から外国人旅行者に町の魅力を発信されることを表明されました。

原発問題には特に敏感な外国の人たちに安心・安全をPRし、まだまだ尾を引いている風評被害を払拭できるよう応援していきたいと思っております。

町長の大所高所に立った行動力に大いに期待をしているところです。

町が力を入れている道の駅「国見」を拠点とした観光スポットとして、どのようなところを考えておられるかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えを申し上げます。

ご承知のように、道の駅「国見」は東日本大震災からの復興のシンボルとして、町の活性化を図る中核の施設として、鋭意現在はその整備を進めておるところでございます。

この道の駅と町内の観光スポットをどのように基本的にリンクさせるかというお質しかないと考えておるところでございます。

ご承知のように、国見町にもいろいろと観光スポットがございます。例えばハード面で申しますと、国指定史跡であります阿津賀志山防塁、それから国の登録文化財であります奥山邸、さらには県の重要文化財であります旧佐藤家住宅等々、主なところ



はそんなところかなと思っております。それから、ソフト面では、先般、商標登録がなされました国見バーガーとか、桃大福、いか人参をはじめとするさまざまな食、それから、モモ、あんぼ柿、米などの農産物、さらには鹿島神社の例大祭、小坂地区の太々神楽などのお祭りなどが重要な観光資源、スポットになるものとまず考えております。

しかしながら、ご案内のように、この一つ一つの観光資源を捉えた場合には、まだまだ粗削りといいますか、知名度がまだまだかなとの思いもあるところでございます。現在、ご案内のように、国見町では平成26年度に国に認定をいただいた歴史まちづくり計画に基づきまして、国指定史跡であります阿津賀志山防塁、それから国登録文化財であります奥山邸などなど、10年間の計画でさまざまな整備を図るようなことで計画を作って、鋭意進め始めておるところでございます。

それから、「1000年のまち。これから1000年のまちづくり基本計画」におきまして、各有識者の方々から、国見町の食、生活文化、さらには農産物など、魅力のあるものが数多く存在しておると。これは観光資源になるというご指摘などもいただいております。これまで首都圏の女性を対象としましたモモ狩りとか、あんぼ柿づくりなどの農業体験、それから農家女性の手作り料理を介した交流会、奥山邸でのディナーコンサートなどを実施しまして、それぞれ高い評価をいただいて、これは少しずつであります、まさに一步一步でありますけれども、それぞれ観光スポットが知名度のアップにつながってきているという感じを最近しておるところでございます。

したがって、この道の駅の整備が今後の核といいますか、起爆剤になるかなと私は思っております。この道の駅を核にして、観光スポットとどのようにリンクするのが最大の今後の課題です。これをどのようにしていくのか。国見町をどうするか。道の駅ができて、そこを核にしてどうするんだということをしっかりと考えていく必要があるかなと思っております。具体的に、よく私が申しております点を線にするんだよと、線を面にするんだよと、国見全体が観光スポットだよと。まさに国見町というネーミングそのものが観光だよというふうにしていくことが非常に大切かなと思っております。具体的には、道の駅を拠点とした観光ルートの設定とか、それから、ほかの市町村と今、いろいろと連携していますので、そういった観点での広域観光の推進、観光バスの誘致、デマンドバスを運行してぐるぐると観光スポットを回る等々、さらには外国語の関係では、英語をはじめとする外国語の表示板の設置なんかも、これは今後、いろいろと考えていく必要があるかなと思っております。

そういったことで、とにかく道の駅を核にした観光振興をしっかりと進めていくことによって、町内外はもちろんでございますけれども、外国人観光客の誘致などにも、私はつながっていくものと認識をいたしておるところでございます。いずれにいたしましても、この道の駅が今後、国見町が活性化を図る起爆剤のようになっておりますので、観光面も含めて、しっかりと今後とも対応してまいりたいと考えております。

なお、これ以降の質問につきましては、それぞれ関係課長から答弁いたさせますので、ご了承を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） ただいま町長よりまさに大所高所に立った答弁をいただきました。

それで、国見の観光は全てであるということがございましたが、国見町タウンガイドという観光スポットを集約した大変わかりやすく説明されたタウンガイドがございますけれども、これは各世帯に配布されているのでしょうか。お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

お手持ちのタウンガイドの件であります。各世帯への配布ではなくて、各商店にありますとか、それから文化センター、役場等の公共施設、さらに国見に来ていただけるツアーの皆様等について利用をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） 経費はかかりますけれども、かけるところにはかけなければならないと思います。ぜひこういったタウンガイドを一家に一冊配布をお願いいたします。外国から、町外からお客様が来町されまして、町民に観光スポットの位置や見どころなどを尋ね、ずっと町民が答えられる。とても格好いいし、国見町町民は本当にみんなが国見町のことを思っているということが伝わっていくのではないかと思います。道案内や簡単な説明ができる知識の共有は大切なことだと考えます。子どもから高齢者まで、一人一人が国見の案内人となって、おもてなしできるようにしていきたいものです。まず、何といっても町職員がお手本を見せることはとても大切なことと思います。国見町出身ではないから国見のことはわからないなどと平気で言っている職員がいるようですが、言語道断です。町民の皆さんに、役場から私たちも頑張りますというメッセージの発信は官民が一つになるチャンスでもあり、とても大切なことではないでしょうか。町の観光スポットは私たち町民の宝でもあります。みんなで町の宝を守り、道の駅の魅力を発信していきましょう。

次の質問に移ります。

町内外の多くの人たちが訪れる魅力ある見どころを早急に整備することが町の活性化にもなり、道の駅の活用にもつながるものと確信しております。そこで、私たちのふるさとの山である阿津賀志山の整備についてお伺いします。

さきの質問での答弁は、阿津賀志山の観光スポットとして阿津賀志山防塁がありました。防塁は昭和56年に国の史跡に指定されており、優先的に整備を行うのは当然のことであろうと思います。高さ289メートルの山頂展望台からの眺めは正面に霊山の山並み、右手前方には吾妻山や安達太良山、眼下に目をやると信達平野の真ん中に阿武隈川が一本の帯となって悠然と流れています。区画整理された田んぼは碁盤の目のごとく整然とし、四季折々の色で楽しませてくれ、特に秋の黄金色はまさに米ど

ころ国見を象徴しており、その眺めは来町される観光客、特に外国人観光客には感動を与える最高の場所ではないでしょうか。

それには、やはり観光客を迎えるための整備は喫緊の課題と思います。現在はご集印めぐりコースにもなっており、除染も始まったようです。山頂で福島市から来たという女性3人のグループとたまたま一緒になりましたが、以前は山頂も整備され、展望もすばらしかったのに、あずまやは汚れて休むこともできず、展望台の案内板は見えにくいところにあり、草木の刈り払いもされないので展望台が見えなかったようです。私たちが会わなかったら、展望台からの眺望に感激しないで帰ったと思います。3人は展望台からのすばらしい景色に声を上げ、感激しておりました。三十三観音もやぶの中に埋もれており、観音様も嘆いているのではないのでしょうか。トイレはご集印めぐりのためでしょう、お掃除されておりましたが、いつもですと蜘蛛の巣だらけでとても使えたものではありません。観光客はそういうところに敏感で、良くも悪くも口コミが大きく影響します。町外から来町される人たちはどんなことに興味を持ち、感動するのか、知るべきではないでしょうか。以上のことから、阿津賀志山防塁整備基本構想に山頂周辺の整備はどのように位置づけられているのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

阿津賀志山整備構想についてのお質しでございますが、この阿津賀志山整備構想につきましては、平成17年度に町民各層の懇談会にて整備に関してさまざまなご意見を伺いながら、平成19年度に整備構想を策定をしたものであります。これは事業化の熟度と捉えていただいたほうがよろしいかと思いますが、あくまでも構想でありますので、将来のまちづくりのあり方、あるいは土地利用について、実施する際の方向性、課題を明らかにすることが主な目的でありました。

この整備構想につきましては、今、議員からご紹介がありました眺望については大変すばらしいものがあるとの評価はいただいておりますが、季節ごとの話題に乏しいでありますとか、安全性に不安があるといった観光面での課題、エコツーリズムとかヘリテージ観光、グリーンツーリズム等、新しい観光への対応が未成熟だということが指摘をされておりました。さらに、森林整備計画との関係、また、防塁が国指定史跡であるため、文化財としての制限や許可などの部分がありましたので、すぐに具体化できるものではないということで、長期的なスパンで考慮しながら進めていくと考えてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 先ほど申し上げました、これが山頂の写真なのですがけれども、全くここ、展望台がどこにあるのかわかりません。もう木が茂ってしまっていて、案内板ももう隠れています。山頂からの眺めは本当に交通網が全て、国道4号、高速道路、東北新幹線がトンネルに入るまでの景観が楽しめます。トンネルから出た瞬間も楽しめます。

す。そういった本当にすばらしいところですので、ぜひそういったところを認識していただき、進めていただければと思います。以前は公園のように、本当に山頂はきれいに整備されていました。観光事業を重点施策として推進しようとしている今、逆に未整備の状況にあるのは非常に残念です。こうだから難しい、こうだからできないではなく、どうしたらできるのかという行動が必要ではないでしょうか。みんなが大好きな国見町です。解決の道は必ずあると信じます。そういう信念を持ってぶつかってください。期待しております。

私も今回の質問にあたり、阿津賀志山の麓について調べました。そのときわかったことですが、4号国道阿津賀志山防塁の案内板から約200メートル北に入ったところを左に入ると、阿津賀志山防塁から行って、左右に広がる3128.14平米の土地、阿津賀志山の麓になりますが、十数年前に購入した町所有の土地であることを知りました。この町の土地を活用して、芭蕉も歩いた奥州街道の面影を残す長坂峠防塁、義経の腰掛松の歴史的な史跡を有機的に結合した散策路を整備し、多くの人が季節の草花を眺めたり歩いたりしながら楽しむ場所を作るとは、さほど困難なことではないと考えます。道の駅でショッピングや食事を楽しみ、高齢者や小さな子どもさんでも苦になく阿津賀志山周辺の自然に親しみ、芭蕉も歩いた長坂峠は手入れも行き届いておりまして、皆さんも既にご承知とは思いますが、刈り払いがされて、とてもきれいになっております。300年前に思いをはせる魅力ある場所ではないでしょうか。道の駅との観光の連携に、この土地の活用は阿津賀志山防塁基本構想の歴史的風致維持向上計画における関連事業に含まれているかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

歴史まちづくり計画に盛り込まれているかとお質してございますが、歴史まちづくり計画はご承知のとおり10年の計画で、その中でのハード事業につきましては、阿津賀志山防塁の下二重堀地区、それから国道4号北地区の2カ所、それから奥山邸の周辺整備ということで、3カ所について計画の中に盛り込んでおります。

ご指摘の長坂峠の下の部分につきましては、国道4号北地区の整備の中で検討を進めることになろうかと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 聞くところによりますと、土地を購入したときは駐車場にするという考えがあったようです。しかし、駐車場では非常にもったいないと思います。ましてや急斜面ですし、だったら桜の木を植えたり、四季折々の草花を眺めたり、あずまややトイレを設置して、シーズン中は、協定を結んでいる池田町のお茶と道の駅で販売している国見のお母さんの漬物でおもてなししたり、いくらでもおもてなしができるのではないかと思います。そういうささいなことが道の駅の販売促進に自然とつながっていくのではないのでしょうか。あらゆる相乗効果が生まれると思います。先ほど申し上げましたが、高齢者や小さな子どもさんまで自然に親しめる場所はこれから

ますます求められると考えます。福島市郊外の梨農家でバラ園を開放しておりますが、多い日で1日1,000人が訪れるそうです。あっという間に1万人、2万人になります。

先ほど町長答弁に、有識者の方たちから非常に参考になるご意見を頂戴しているという答弁がございました。町の各種委員会に専門家といわれる大学教授や准教授、講師陣が多くおられるようですが、この方たちからは、観光地としての道の駅と阿津賀志山を結びつけた整備について、また、魅力あるまちづくりについて、期待どおりの提言はいただいているのでしょうか。私は机上論者より国見町を長く見て来られた議員OBの方や町職員OB、あるいは郷土史研究会会員の国見町を知り尽くした皆さんの声でご提言いただくのはとても大切なことではないかと考えます。将来の国見町の形成に極めて重要な時期に来ていると思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、さまざまな観光スポットと言われるところで、さまざまな取り組みを進めていくことが大変大切なことであって、それには国見に住んでいる私たちがおもてなしの心を持ってというご指摘だと思いますし、まさにそのとおりであろうと考えてございます。

また、有識者の方々からさまざまな意見を頂戴していることもございます。その中でご紹介をさせていただきますのは、観光スポットであるということだけで、実は人は来ないのではないかと指摘をされてございます。阿津賀志山の例をとりますと、観光スポットではありますが、眺望以外の楽しめるものがないことも指摘をされているところでございます。

今、観光は交流人口の増加、インバウンドも含めて地方創生、地域活性化と、その切り札として全国的にさまざまな取り組みが進められています。町においても、地方創生の総合戦略あるいは振興計画後期計画において、町の魅力を活かした歴史文化観光、農業観光による地域交流づくりを基本目標として定めて取り組むこととしてございます。

ただ、観光客のニーズは時代とともに変化をしていることもございまして、現在は、楽しかった、あるいは感動したなどの体験、体感型の観光が主流となっております。マーケティングの手法によって、地域資源の再発見、宝物の再発見、それから、そのターゲット、観光客はどの年代で、どういう方をターゲットにするかという絞り込み、あるいはこちらで紹介をできる観光での資源、番組作りといいますか、そういうものやっつけていかなければならないと考えてございます。歴史を活かしたまちづくり、あるいは食の文化祭など、新たな地域資源の再発見を通してコンテンツ、いわゆる番組となり得る資源を再発見をするということで、具体的には女性応援団ツアー、あるいはくにみしゅらんというモニターツアーで、モモの花摘みであったり、摘果の体験であったり、国見石のかまどでご飯を炊いていただいたり、あんぼ柿を作っていたりという体験、体感型としての可能性を持つことは確認をできてきているところ

ではございます。

ただ、実際に体験型の観光として販売をしていくというところになりますと、体験を入れ込んだ企画を春、夏、秋、冬と四季を通じて作っていかなければならないということにもなりますし、例えば、受け入れる地区の方がコミュニティービジネスとして、自分たちが楽しみながら無理をしないで続けていけることも大切な要素と考えてございます。

これらが体験型観光の目玉となる部分でもありますので、これに歴史あるいは生活文化、食を組み合わせる番組を作っていくことで、地域の活性化のために、地域の方のやる気も当然必要になってきます。無理をすれば長続きしないということにもなりますので、息の長い取り組みとして続けていく必要があると考えてございます。

阿津賀志山につきましては、観光スポットで魅力が高いということは、町民皆さんも認識をしているところであると思っております。ただ、今後は町の財政状況など十分に勘案しながら、将来を見据えて長いスパンの中で対応していくことが必要ではないかと考えているところでございます。ただ、今の時点で言えば、ないものを新しく作るよりも、今あるものを伸ばすという点で進めていくことが、国見の身の丈に合った観光づくりにつながるものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） ただいまの答弁で、山頂以外はあまり観光スポットがないという話がありました。それと、新しいものを作るには経費がかかって大変だというお話もありました。

数年前に郷土史研究会の方たちが三十三観音の拓本をとられました。それは残念ながら、あまり皆さんの目に触れていないところにあるように思います。その方たちのそういった努力をやはり尊重していただくことが、これからの国見の歴史に欠かせないと思います。その拓本を見て、阿津賀志山の三十三観音を詣でてみようとお参りしてみようという気持ちに連携させていくことが極めて大切なことではないでしょうか。それこそ経費はかかりません。麓の開発整備は観光事業や道の駅に直結する効果が期待できると確信しています。早期の実現を期待して、次の質問に移らせていただきます。

我が国は外国人観光客誘致の倍増計画を打ち出しております。外国人旅行者は、先ほど課長答弁にございましたように、1 度目は日本の代表的な観光地である東京、京都、富士山や北海道といったところにまず足を運び、2 度、3 度と来日するリピーターは日本古来の人々の生活に興味を持ち、風景や文化を楽しむ体験型を求め、地方へと足を伸ばすと言われております。外国人旅行者に国見の魅力を的確に発信し、誘致するための施策についてお伺いします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

地方に足を伸ばす外国人旅行者は、1 つ目は費用をかけずに旅行することを楽しむ

若者層、もう一つは富裕層、この2つに分けられるものと思っております。

費用をかけずに日本国内を旅する外国人旅行者たちの中には、これは一例でございますけれども、農家に一、二週間寝泊まりをして農作業を手伝い、そして農家の皆さんと同じご飯を食べるといった農作業体験型の旅行に注目が集まっているというものでございます。

一方、富裕層については、一通りの日本の代表的な観光地をめぐった後、それでは飽き足らないというリピーターの方々は田植えであったり、果物狩りであったり、あるいは稲刈り、稲のくいがけ、お正月の時期に合わせての餅つき体験といった、日本の農村で普通に行われている日常を体験するということがかなり注目を集めております。我々にとっては日常であっても、その旅行者たちにとっては非日常であると。この非日常を体験することが新たな旅行メニューになっており、人気を集めているというところでございます。

これらの先進事例から、外国人旅行者を対象にした国見型の観光事業の進むべき方向性がある程度見えてくるのではないかと考えております。

また、さきに町長が答弁いたしましたとおり、道の駅を核とした観光ルートの設定、また、他市町村との広域観光の推進、これは既に地方創生の予算を使いまして、県北5市町、福島市、伊達市、国見、桑折、川俣の県北5市町で協議会を作っております。こういった広域観光の推進やツアーエージェント、バス事業者をはじめとする観光業界、オリンピック組織委員会等との連携も念頭でございます。さらには道の駅の各施設等に英語をはじめとする外国語標示につきましても県では新たに補助制度を設けております。主要な5カ国語の標示をする際には補助金を出すという補助制度でございますので、これらの補助制度も活用しながら、少しでも外国人観光客を国見町に誘致できる環境づくりに対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） ぜひ国見町道の駅から外国の人たちに発信をし、そしてまた、国見町に来て多くの外国の方たちに楽しんでいただけるような、そんな、これからお互いに町側も町民も一緒になって協力し合っていければと思います。

次に、平成28年度の各種委員会における女性委員の割合について質問いたします。

平成27年第5回定例会において、各種委員会における27年度の女性委員の割合についてお伺いいたしました。その際、町長より答弁をいただき、平成24年度以来、女性委員の割合はアップしており、27年度においては20.7%になり、5ポイントアップの実績と伺い、女性委員の活躍に期待を持ちました。しかし、なかなか女性がもう一歩前に出てくれないと、もどかしさも答弁の中にあつたように記憶しております。町長の女性が活躍できる意識した取り組みに感謝申し上げます。その際、住民生活課長からも男女共同参画基本法の理念に基づき、女性の参画を意識した取り組みを進めていきたいとの答弁をいただきました。

そこでお伺いします。平成28年度の各種委員会の女性委員の割合はいかがか、お

伺いたします。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） お答えいたします。

平成27年、昨年9月の議会定例会において答弁した以降の取り組みについてのご質問でございます。

私から、まず、2つについてお話を申し上げます。まず1つ目の項目といたしまして、審議会等の女性委員の登用状況についてご説明いたします。

福島県で取りまとめをしました平成27年度の調査の結果があるのですけれども、そちらの国見町の数値についてであります。地方自治法第180条の5に基づく行政委員会、具体的には教育委員会や選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会になるわけでございますけれども、こちらの女性の比率については16.7%と公表されてございます。また、地方自治法第202条の3に基づく付属機関、執行機関からの要請によりまして、審議や調査を行いまして意見を述べる機関でございますけれども、法律によって設置が決められているものと条例で任意に設置できるものがありまして、具体的には町防災会議や都市計画審議会などがあります。これらの女性比率は調査の結果では22.3%と公表されてございます。

この福島県の調査、今年度平成28年度における調査はまだ実施されておられませんけれども、各行政委員会並びに各付属機関とも昨年の9月からこの時期でございますので、まだ任期中であって、委員構成が変わらない状況であると、現在は判断をしているところでございます。

次に、2つ目についてご説明いたします。

2つ目の項目といたしまして、国見町における女性職員の登用状況についてご説明をしたいと思います。

職員のうち女性の正職員についてですけれども、平成27年度は41名でございましたが、平成28年度、今年度は44名となっております。なお、女性の係長以上の職員、係長あるいは課長になるわけですけれども、そちらの職員につきましては昨年度と同じ12名となっております。

以上、数値的な点をご説明をさせていただきましたけれども、いずれにいたしましても、町民の皆様のさまざまな意見が反映できますように、特に女性の参画については十分に意識をしながら、今後とも積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1番（松浦和子君） 女性の感性や発想力に期待をしていただきまして、ありがとうございます。301人以上の企業、それから雇用主としての国や自治体が対象という縛りはありますが、4月1日、女性活躍推進法が施行されました。これに基づく特定事業主行動計画の策定が全国の自治体で実施されているようですが、国見町としての取り組み状況をお伺いします。



議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 松浦議員のお質しにお答えを申し上げます。

ただいまのご質問でございますけれども、今、その推進法に基づく計画について鋭意策定中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦和子君。

1 番（松浦和子君） どうぞ速やかな進行をお願いしたいと思います。

去る5月30日に女性が輝く社会づくりシンポジウムが開催され、元厚生労働省事務次官の村木厚子さんの基調講演は、多くの女性に勇気と力を与えてくださる素晴らしい内容でした。講師自身つらい体験をされた時期がありましたが、穏やかな口調の中に、強い信念で身の潔白を証明されたはつらつ感がありました。女性が頑張っている家庭や職場、自治体は元気があり、働いている女性が多い地域は子どもの出生率も高く、比例しているというお話が印象に残っております。ぜひ国見型の女性活躍推進法のようなものを作ってください、結婚や出産後も女性が安心して働き続けられる支援体制に力を注いでいただきたいと思います。そういう取り組みに魅力を感じる女性は少なくないと思います。他の自治体から注目される町の取り組みに期待をし、私の全ての質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、8番松浦常雄君。

（8番松浦常雄君 登壇）

8 番（松浦常雄君） さきに通告しておきました2点について質問します。

1つは、台風等による大雨の場合、用水路及び湛水防除排水機場のポンプの備えについてであります。

昨年9月の台風による大雨で、大枝地区の川内の農地の一部が冠水しました。地域の人々は、排水機場のポンプの脇にあるプールに泥が堆積して、ポンプが十分機能しなかったためではないかと言う声があります。事実はどうだったのか伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 8番松浦常雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まずは、これまで町としましては、安全・安心なまちづくりを最重要課題と位置づけをしまして、とにかくベースは自分で自分の身を守る自助の考え方の周知、それから防災訓練の実施、さらには新たに指定されました土砂災害警戒区域を入れ込んだ防災マップの作成など、その周知に鋭意取り組んできたところでございます。

そういった中、昨年9月の台風18号関連の農地冠水被害に関するお質しでございますが、国見町におきましては、9月9日からの大雨により大雨警報と土砂災害警戒情報が発令されました。町民の危険が非常に切迫していると判断をいたしましたことから、町としましては初めてとなる避難準備情報の発令をいち早く決断をしまして、小坂農村総合管理センター、上野台体育館、大木戸ふれあいセンターの3カ所に避難所を設置し、避難者の受け入れを実施いたしましたところでございます。

その後、随時、防災行政無線、それから緊急速報メールなどを活用しながら、町民

の生命、財産の保護を第一に警戒にあたってきたところでございます。

湛水防除施設につきましては、ポンプ自体の給水能力の低下も基本的に見られませんでしたので、記録的な豪雨による阿武隈川上流流域の水位上昇により、内水が排除し切れなくなったことが冠水の主な原因であると考えておるところでございます。

町としましては、今後とも国、県並びに関係機関と十分連携を密にしながら、町民の安全・安心を確保できるように鋭意対応してまいりたいと考えております。

なお、これ以降の質問につきましては、産業振興課長よりそれぞれ答弁いたさせますので、ご了承いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 昨年の9月に降った雨は、確かに私たち自身もこれまでにない雨だと感じました。しかし、阿武隈川上流は思ったほど雨が降らなくて、水位もそんなに上昇はしていなかったと、担当者からも伺っているところです。にもかかわらず、内水が十分かき出せなかったところが問題なわけです。

私も現場を見ましたところ、泥がたまったために排水ができなかったというのは、やはり事実ではないなと感じたのですが、問題は、従来は2台だったところを今、4台でかき出している。しかし、それでもかき出すことが十分できなかったということなのです。

全国的に異常気象が叫ばれてからここ数年たっているのですけれども、竜巻が今までにない強さで起きたり、あるいは豪雨が頻繁にあちこちで起こったり、土砂崩れがあったり、自然災害が非常に多くなっている。予想外だったと、もうたびたび聞かれる世の中になっていると考えますと、今の4台のままで、果たしてこれからの自然災害に対応できるのかという心配があるわけです。そのことについての答えはもう少し後にしまして、昨年冠水した面積についてどのくらいだったのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

この豪雨によりまして冠水した面積でございますが、川内の新割地区を除く地区でございますけれども、水田が約1.3ヘクタール、果樹畑等が約6.0ヘクタールということで、合計7.3ヘクタールでございます。それと新割地区につきましては、水田が1.2ヘクタール、果樹畑等が約3ヘクタール、合計4.2ヘクタールとなっている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 農地が冠水した場合にどのような被害が出ると考えているのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

福島県で発行してございます農業災害の手引によりますと、冠水した場合の農作物の被害の関係でございますが、水稻の場合、生育状況によっても変わるということでございますが、24時間の冠水での被害を申し上げます。それで出穂時期、稲穂が出る時期という意味でございますけれども、出穂時期の14日前までは被害は認められない。出穂時期前後で7月下旬から8月中旬になります。約20%から最大75%程度の被害、それで出穂期後につきましては15%程度の減収被害が見られるということでございます。

次に、果樹の場合でございますが、こちらも種類によって耐水性が違いますが、比較的耐水性が弱いとされてございますモモやサクランボでも、果樹自体が冠水しない限り、1日から2日程度であれば生育への影響はなく、3日以上になると大きな被害が出てくるということになってございます。それと柿やブドウにつきましては比較的耐水性が強いので、長期間の冠水でなければほとんど影響はないとされてございます。

また、野菜の関係でございますが、こちらも種類によって異なりますが、24時間の冠水ですと15%から30%程度減収となるとされてございます。

そして、また、農作物が冠水をした場合、いずれの場合でも病害虫の発生が懸念されるということで、必要に応じて防除作業等が必要になるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今、答弁いただいたように、農地が冠水した場合は、このように多くの被害が出るのが考えられるわけです。したがって、これまでたびたび水害に遭われた地区の方々にとっては、水害の恐ろしさは身にしみているところですので、できるだけ心配を少なくすることが必要だと思っております。

川内の北川原を流れている用水路があるのですが、これは比較的大きい用水路でして、その末端が排水機場のところになっています。泥が非常にたまりやすいところで、地域の人々はここの泥がたまるのが農地の冠水につながるんだと言っております。この用水路についてはたびたび泥上げがなされているところですが、昨年度は行われたのかどうか。行われたとしたら、どのくらいの長さが行われたのか伺います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

川内地区から大枝湛水防除施設の遊水地を經由しまして阿武隈川に流れます古川の堆積土砂の件でございますが、施設の上流675メートルにつきましては、湛水防除施設の一部として国見町で管理することになってございます。平成21年度に土砂上げをしてございますが、その後堆積土砂が増えてきて、それとまた原発事故に伴う放射性物質を含むおそれがあることから、所在地でございます伊達市とその対応を協議してきたところでございます。

それで、放射性物質の安全性の確認と搬入場所が確保できた本年3月に400メートル分の土砂上げを行ったところでございます。残る275メートル分につきましては

は、今後、伊達市との協議を進めながら、今年度中に対応できるように検討してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 関心を持っていただいて、去年は400メートル、今年度も275メートルを予定しているということですので、ぜひこれを実施していただきたいと期待しております。

最初も述べましたが、昨年9月の大雨は想定外だったということですが、そのような想定外の雨量は今後も予想されるわけですが、現在、もう一つ心配があります。それは大枝地区と隣り合わせております伊達市東大枝地区で太陽光発電の設備を建設し、約30町歩の樹木が切られるという話があります。地元の人々の反対で、現在、計画は進んでおりませんが、仮にそれが進められた場合は、山から鉄砲水で昨年同様の被害が想定されるという話が聞こえております。自然災害によるものだけでなく、このような場合の水害を予測しますと、やはり現在の排水機場にあるポンプだけで十分なのかどうか、心配があります。その点はどのようにお考えか伺いたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

まず、30町歩の森林の伐採の件でございますが、1町歩以上の森林を開発する際につきましましては、森林法の規定に基づきまして、福島県知事の林地開発許可を得る必要がございます。その際には、地元の同意は当然でございますが、森林の持つ防災機能、水害を防ぐ機能、水源涵養の機能、環境を守る機能などへの影響がないように、十分な審査が行われた上で許可がされることになってございます。そのようなことから、仮に許可がおりたとする場合でも、鉄砲水等防災上の危険は想定されないものと認識してございます。

それと、また、この湛水防除の施設でございますが、平成10年に県営事業として総事業費10億円を投じまして、2基の増設と付帯設備の改修をしてございます。増設にあたって整備基準がございまして、平成10年以前の過去のデータをもとにしまして、20年に一度想定されます雨量、3日間の連続雨量で194ミリというものでございますが、それを基準としまして水田の許容湛水深がございまして、20年に1回の雨が降った際に冠水する許容の深さという意味でございまして、それが30センチ。最大湛水深で198センチ。許容湛水時間が23.7時間という設定で整備をされたものでございます。それで、基本的にこの湛水防除施設、住家などがある場合はまた基準が違いますが、この基準をもとに整備がされてございまして、この基準を上回る施設の整備につきましましては国庫補助の対象外になるということでございます。このようなことから、今後、先ほど議員からもご指摘がございましたが、気象の変動によります大きな変化とか、流域面積の拡大等がない限り、現段階で増設については難しいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） かなり基準に基づいて整備されていると感じますので、私もその点は安心できるのではないかと考えているところです。

もう一つ、別の質問です。

用水路の清掃はこれまで地域の人々が毎年春に協力してやってきましたが、近年、高齢化が進んで作業に出られない人が増えてきておまして、地区によっては人手が足りなくて作業が大変だという話が持ち上がりまして、大枝地区では環境保全会という大きな組織を立ち上げました。そこで、人数が足りないところにはよそから人数を回して、あまり負担過重にならないようにしようということによって、ことしで2年目になりますが、ことしは円滑に運営できております。

しかし、用水路が大きくて、人の力ではごみや泥を用水路外に出すのが困難なところもあります。そのようなところには町の協力がいただけるのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

農業用水路等の維持管理に関するお質しでございますが、日常的な維持管理につきましては、受益者となります皆様をお願いをしているところでございまして、議員が今ほど申し上げられました環境保全会等、多面的機能支払交付金制度の活用によって外部事業者への委託も可能でございますので、その辺も含めてご検討をいただきたいと考えてございます。

なお、受益者の皆様で対応できないような老朽用水路の布設がえであったり、構造的に欠陥が発生した場合、災害発生の場合等、大規模または緊急的な修繕等につきましては町で対応することとなっておりますので、個別案件として産業振興課にご相談をいただければと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） ただいまの明確な答弁で安心しました。

それでは、次の2つ目の質問に移ります。

耕作放棄地や工事の残土の捨て場の雑草駆除についてであります。

この件については、私は何度か一般質問で取り上げ、町や農業委員会の取り組みを質してきましたが、毎年苦情が寄せられ、ほとんど改善されていないのではないかなと思われる状態です。これまでこのような業者とか、土地の所有者にどのような指導をされてきたのか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

耕作放棄地関係の除草とか、管理の関係のお質しでございますが、耕作放棄地や空き地の除草につきましては、基本的に所有権に基づきまして、その所有者または賃貸借等を行っていれば借り主が適切に管理すべきものであると考えてございます。ただし、耕作放棄状態となっている農地につきましては、その有効活用を図るという観点

から、農地法の規定に基づきまして農業委員会による利用意向調査、そして利用権設定等の勧奨、そして農地保全のための指導等の規定がございますので、その制度に基づきまして可能な限り対応しているところでございます。

それで、農地以外の土地につきましては、法的には指導等の権限はございません。しかし、近隣の住民の方の迷惑にならないように、適宜、適切な土地の管理をお願いしているところでございます。管理が不十分と思われる状態となっている土地につきましては、それぞれの事情がある場合もございますので、今後とも土地の所有者、近隣の皆様の意向等を踏まえながら対応をしてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） その指導ですが、具体的にはどのようなことなのですか。文書だけで済ませているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

農地に関する部分でございますが、農業委員会で毎年農地パトロールを実施してございます。それで、1年以上耕作放棄の状態が続いているというふうに認められる場合につきましては、その所有者の方に対して利用意向調査を実施することになってございます。その結果、引き続き耕作をしたいとか、誰かに貸し出したいということがあれば、例えば自ら耕作するという場合は、その耕作に関する指導等を農業委員会で行う。そして、誰かに貸したいとか、農地中間管理機構を利用したいという場合につきましては、それらについてのあっせんや調整を行うと。それは文書でということになりますが、そのような対応をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 残土の捨て場になっているところについては、何の権限もないというのか、対応するのが難しいということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

その残土捨て場が仮に農地であれば違反転用になりますので、それはまた農地法の規定に基づき、農地に戻してくださいというような必要な指導はできますが、それが仮に雑種地とか原野であった場合につきましては、町で強制的な権限については持っていない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） もとは農地だったところに残土が捨てられているということで、地元の人、農地なのか、いつ雑種地になったのか、よくわからない状態のところの問題なのです。それが、近くの農地につる草が張って行って、そして大変な迷惑をかけているので、その辺はちゃんと調べ上げて対応していただけないかと思いますが、い

かがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 当該案件につきましては、以前に議員からお話があって、調査等も進めておった件かと思われませんが、現況は耕作放棄地状態になっておりまして、その地目上は農地ではございません。ということになりますと、その付近の農家の方が耕作しているものに影響を与えないように、その所有者の方とはお話をさせていただいているような状況でございますので、今後も必要に応じてお話をさせていただければと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今の説明で大体わかりました。そういうことでしたら、よく地元の方にもお話をして、雑草が周囲に迷惑をかけないような対応をお願いして、私の質問を終わります。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時20分まで休議いたします。

（午前11時08分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、5番佐藤定男君。

（5番佐藤定男君 登壇）

5番（佐藤定男君） 私からは、11月改選予定の町長選挙についてお聞きいたします。

太田町長は平成24年11月の町長選挙に立候補されまして、見事当選なされました。ことしはその改選の年にあたっておりまして、以下町長ご自身のお考え、お気持ちを聞きしたいと思います。

まず、町長就任後3年余りが経過いたしました。就任当初から東日本大震災の町政のかじ取りということで、大変なプレッシャーとご苦労もあったのではないかとお察しいたします。改めて振り返って、どのような思いをお持ちですか。お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 5番佐藤定男議員のご質問にお答えを申し上げます。

町長就任後3年半の経過を振り返っての思いについてのお話しでございます。

実際、私、東日本大震災発生時には日赤福島県支部事務局長の立場で、福島県全体の復旧・復興にあたっていたところでございます。4年前、町民の数多くの皆様方が

ら熱心な町長への出馬要請を受けまして、実は非常に悩みました。熟慮を重ねた結果、私が生まれ育ったふるさと国見の復旧・復興にほんの少しでもお役に立てればなという思いで実は町長に就任をいたしました。今日まで非常に力不足ではございましたけれども、全身全霊をかけましてその職を、私なりに実際邁進してきたかなという思いを現在持っております。

皆さんご承知のように、特に町長就任以来、オール国見の精神と「復興・絆・国見の未来をみんなで作らしましょう」のスローガンのもと、5つの目標を、東日本大震災からの復旧・復興、それから、安全・安心、活力、思いやり、国見町の維持発展を最重要課題としまして、また、私は、震災の復旧・復興だけですと心の元気がどうしてもなえてしまう、こんなことを考えましたので、なるべく町民の皆様方の心の元気をぜひ取り戻してもらいたいという思いで元気活力事業等々を平行的に取り組んできたのが実態でございます。

ご案内のように、就任早々、具体的には東日本大震災復旧・復興対策推進国見町民会議を立ち上げさせていただきまして、多くの方々のご理解とご協力のもと、住宅除染を半年前倒しで終了したほか、県北浄化センターの下水汚泥につきましても、仮設汚泥乾燥施設の運転の開始によりまして、今年度末には何とか全量搬出できる見通しになったところでございます。

また、復旧・復興の司令塔となります役場新庁舎、皆さんも今、ここにおられますけれども、昨年5月7日、再建を果たすことができました。議員の皆様等のご支援に改めて感謝を申し上げさせていただきたいと思うところでございます。

また、町民皆様の悲願でありました道の駅整備にも着手をしまして、一步一步でありますけれども前に進み、復旧・復興の光とか元気が、よく私も元気と最近言っているのですけれども、少しずつですが、国見全体で見えつつあるかなという思いをいたしておるところでございます。

私の任期も残り5カ月余りとなりましたので、引き続き、ふるさと国見のために、そして、町民の皆様のためにという思いで、とにかくこの任期をまずはしっかりと全力で全うしていくことが私に課せられた今の重要な課題かなと、こんな思いをいたしておりまして、現時点では、とにかく任期を全うするんだという思いで、鋭意これからもしっかりと対応していきたいと思っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） ただいまは町長のこれまでの思いをお聞かせいただきました。

私自身も振り返ってみますと、町長のお話とダブるところもありますが、震災後、まず急いでしなければならなかったのは、被災された方の生活再建、道路等インフラの整備、県北浄化センターの汚泥問題、そして除染問題だだと思います。これらの課題は、太田町長の強力なリーダーシップと町職員の献身的な働き、そして町民の協力、理解により解決あるいは解決の道筋がついたと思っております。

特に除染問題につきましては、町民の関心の高さや重要性を踏まえまして、町長就



任後いち早く、復旧・復興町民会議を立ち上げました。「国見の未来をみんなで作っていきましょう」を合い言葉に町民の意識を高め、現時点では住宅の除染は完了いたしまして、大きな成果を上げております。また、役場庁舎も完成、観月台文化センターも本来の役割を取り戻し、復興を実感できるようになりました。

輝かしい実績とは別になりますが、反省点といいますか、こうすればよかった、ああすればどうだったかなど、そういう点がもしありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 再質問にお答えを申し上げます。

基本的に、先ほど申しましたような形で進めてまいったところでございますが、まず、私のベースとしての反省点、これはやはり大震災の復旧・復興ということでありました。本来であれば、一般的な事業であれば、私も県の立場でいろいろやっておりますけれども、こんなはずではないという部分が非常にありました。例えば、除染につきましても、当初仮置き場を作るにあたりまして、本当に今までにない、はっきり言いまして苦勞、苦勞の連続であったという思いをいたしております。夜な夜な分かつたず、皆様方にご説明をしまして、何とか仮置き場の設置にたどり着くことができた。これも各方部の皆様方のご支援があったからこそだと思っております。本来の私自身のこれまでの行政スタンスからいけば、いや、こんなものではないなと思っただけですが、なかなかうまく進まなかった。それがまさに大震災なのかなというように感じをいたしまして、その辺は私自身も自分の人生の中での今までのあり方と今回の大震災はちょっとかけ離れていたということがございまして、反省点といえばそれがうまくできなかつた。いろいろな面で、復旧・復興も含めてなのですけれども、全体的な部分でそういったことができなかつたというのが、やはり私自身の一番大きな反省なのかなと。一步一步何とかやってこられましたけれども、えいやっと、これをやるんだといったときに、本当にスピーディーにという観点がなかなかできなかつたことは町民の皆様はじめ、議会の皆様方におわびを申し上げたいと思っております。

ただ、私の能力の限界の中で全力でやってきたということは、ここではっきりと明言をさせていただきます。私の能力の限界を感じながらも、それは一生懸命やってきたということは、改めてこの場で申し上げたいと思っております。ただ、私の能力不足もありまして、いろいろ反省はございます。ですから、今後は、やはり一步一步といたしますか、町民の皆様方にさらにさらにご協力をいただきながら、道の駅の整備もそうでありまして、スタートしまして、今度はやはりソフト面だと思うのです。道の駅は、ソフトをどうするんだと、経営をどうするんだというスタンスだろうと思っておりますので、町民の皆様方のご支援をいただいて、どうするんだというあたりを、十分今後インプットしながら、やはり進めていくことが大切なのかなと思っております。結論だけ申しまして、復興の状況は私の思いと若干かけ離れておったというのが一つの反省点なのかなと思っております。これは少しでも今後修正すべく鋭意対応してい

ければとも考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 確かに未曾有の大震災への対応で、大変なご苦勞があったかと思えます。ご自身の素直な気持ちをお聞かせいただきまして、本当にありがとうございます。

さて、国見町の復興とともにさらなる発展を目指しまして、町は歴まちづくりと道の駅開業に取り組んでおります。この2つの事業はまさに国見の未来がかかっております。これらの土台をしっかりと作っていくことも、太田町長には求められていると思います。

そこで、ずばりお聞きします。先ほどは今の任期を全うしていくというお言葉でございましたけれども、11月の町長選、2期目に向けての立候補の意思はあるか、この場でお聞かせいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

2回ほど私から前段で答弁しておりますけれども、私が町長就任以来、掲げてまいりました東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、5つの目標、先ほど申し上げましたけれども、進めてまいりました。ただ、道半ばである部分もあるのかなとも考えております。今後、さらに復興・再生の光が大きくなるように、また、ふるさと国見町が持続可能性のある発展を遂げていくためにもオール国見の体制を堅持しますとともに、連携協定を締結しております関係自治体などとの交流連携の輪を広げる、そして、将来の国見町の基盤づくりに取り組んでいくことは私のみならず、全ての皆様方、町民をはじめ、議員の皆さんも、少なからずこれは本当に課題かなというふうにお持ちだろうと認識をいたしておるところでございます。これは私だけではないと思うのです。恐らく議員の皆様、傍聴の皆様も含めて、これはしっかりやらなくてはならないかなという思いをお持ちなのかなと思っておるところでございます。

ところで、議員お質しの2期目に向けての町長選への立候補の意思についてでございます。これも先ほどちょっと申し上げましたけれども、まずは残された任期に全力を尽くすこと、これが現在、私に課せられた最重要課題であると考えております。町長選への出馬につきましては、現在、まだ5カ月余り時間がございます。今後、町民の皆様、議会をはじめとする関係の皆様、それから後援会の皆様、十分、十分相談をしながら、そして、ただいま佐藤議員から、私にすばらしい質問をいただきました。それは、これまでの自分のさまざまな活動を総括する意味で、そして、今後を考える意味で非常にすばらしいご質問をいただいたと、非常にありがたいことございまして、心からこのご質問に感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

また、ただいまのご質問を真摯に重く受けとめて、しかるべき時期に結論を出してまいりたい。現時点の思いは、私の場合、このような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 佐藤定男君。

5番（佐藤定男君） 町長からは、まずは現在の任期を全うすると。そして、町長選まで5カ月の期間があると。その中で町民の方、支持者の方、いろいろなご意見を聞いて最終判断を出したいということでございました。ぜひ皆さんの思いを酌んでいただいて、しかる時期が来ればご決断なさると思いますので、そのご決断を期待したいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、2番村上 一君。

（2番村上 一君 登壇）

2番（村上 一君） 通告しました事項に対して質問いたします。

結婚世話やき人についてです。

結婚の手助け、出会いのきっかけを提供し、婚活の推進を図る目的の事業であると思いますので、質問させていただきます。

世話やき人の募集、人選にあたって、6月25日に文化センターで説明会が行われるということですが、どのように進めていくか伺います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 2番村上 一議員のご質問にお答えを申し上げます。

結婚世話やき人につきましては、少子化対策や定住化促進に向けた今年度の新規事業といたしまして、結婚についてのアドバイスや出会いのきっかけ提供をするなどの世話やき活動をボランティアで行っていただける方を募集し、登録をするものでございます。

その募集にあたりましては、ただいまの議員のお話にもございましたように、今週の25日土曜日に募集説明会を開催いたしまして、世話やき活動に同意をいただいた方を登録する予定でございます。特に、地域の事情に詳しい議員の皆様はじめ、町内会長、それから民生児童委員、婦人会役員等、地域で活躍されている方々に広く呼びかけ、ご案内を申し上げたところでございます。

今年度は世話やき人を10名程度登録することを予定してございます。

なお、活動にあたりましては、町では研修会や情報交換を実施しますとともに、県が行う世話やき人制度と連携をいたしまして、広域的な情報交換、それから交流も図ってまいりたいと考えております。

また、この事業は地方創生総合戦略の実施にあたり、少子化対策あるいは定住促進に向けての取り組みの要になるものであると認識をいたしておるところでございます。

どうぞ皆様方には特段のご協力をお願いしたいと思っております。

なお、これ以降の質問につきましては、それぞれ関係課長より答弁いたさせますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 6月25日に文化センターで説明会があるということで、現在、何

名くらい申し込みがあったのですか。お聞かせいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

今週25日土曜日に世話やき人の募集説明会のご案内を各世帯、並びに先ほど町長が申したとおり、地域の事情に詳しい関係の方々にご案内を差し上げたところでございます。

きのうまでの申し込みの期間でございましたが、現在のところ、一般の申し込みあるいはご案内を差し上げた皆さんからの申し込み、合わせて50名弱の参加の見込みをしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） この事業によって結婚が成立した場合、やはり人の世話というのはなかなか大変なものと思います。その中で、労をねぎらうということで、以前行われました報奨金も考えなくてはならないのではないかと思います。考えを伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

町では、昭和60年から後継者結婚媒酌人報奨金交付要綱に基づきまして、後継者の結婚を成立させた媒酌人に対しまして報奨金の交付を行ってまいりました。

しかし、近年、核家族化が進みまして、さらに媒酌人を介しての結婚が少なくなってきたことで、事業としては停止をしているところでございます。

今回、募集をいたします結婚世話やき人につきましては、結婚のアドバイスや出会いのきっかけづくりを目的としました新しい制度でございまして、結婚という結果が伴うのが何よりでございますが、そこまでの責任やご負担をおかけしないで活動していただきたいと思っておりますので、議員お質しの結婚成立の報奨金につきましては、今後の活動の状況を十分見極めながら検討させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） この事業に対して、若い者だけではなくて結婚を希望する方々に、特に40代、50代の方々も取り上げていくべきと考えますが、その点を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えいたします。

今回、募集をします結婚世話やき人が活動の対象となる独身者につきまして、特に年齢など限定はしておりませんので、若者に限らず結婚を希望する方であれば、どなたでも世話やきの対象として活動していただきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 今まで若者交流イベントに近くの人が申し込んだときに、年齢制限があると言われて断られたという話を聞いておりますが、やはりそういうことがあったのですか。お聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

若者交流イベントの参加者の対象のお質しかと思いますが、若者交流事業につきましては、基本的に少子化対策事業の一環として取り組んでいる部分がございますので、ある程度対象を絞って実施してきたところでございます。さらに、その事業の効果を考えましても、やはり年代が似通った男女が参加をして、イベントの効果を考慮しての参加者の年齢の設定をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 今まで行われた若者交流イベントは実行委員会と委託先の業者との企画となっておりますが、委託先の業者とはどのような業者か伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） お答えをいたします。

現在、進めております結婚世話やき人の募集及び若者交流の婚活イベントの募集等につきまして、結婚支援専門の業者に委託をしまして、スマイル国見若人の会とともに事業の企画や準備をしているところでございます。

この委託業者につきましては、仙台市を拠点に東北地方の自治体における結婚支援に関しまして数々のノウハウとスキルを持っておりまして、福島県が実施しております世話やき人事業や婚活イベント、セミナーの企画運営を手がけるほか、国見町が包括連携協定を結んでいる東邦銀行とも提携するなど、県内外で十分な実績のある業者でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

農産物加工施設について。

森江野町民センターを改修し加工施設が開設され、加工品の開発、商品化を進め、6次産業の推進と地産地消に取り組む事業であるということで、その質問をいたします。

農産物加工には種類がたくさんあると思いますが、その施設に対する、設備、器材の設置内容について伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

森江野町民センター内の旧森江野季節保育所を改修いたしまして設置をするこの加工施設でございますが、内容といたしましては、まず、漬物の加工室、そして2つ目がパンやお菓子の製造室、3つ目が惣菜一般の加工室、4つ目が原材料の保管庫、倉

庫、そして5つ目が完成品の保管庫であったり倉庫、そして6つ目がそれぞれの加工品を製造した際に、それぞれ包装しなければなりませんから、その包装室。そして、更衣室、事務室といった内容で、現在、設計を進めているところでございます。

また、備えつける機器材、これにつきましては、大型冷蔵庫、冷凍庫、電磁調理器、大型のオーブン、スチーム調理器、揚げ物用のフライ製造機、急速冷凍機、ガス製造機、炊飯器、食器洗浄機といったものでございます。6次化商品の製造で必要と思われる機材をそろえたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 農産物加工ということで、加工施設の運営に携わる方々は、やはり農家のお母さん方が中心になると思うのですけれども、その中で業者にもいろいろな協力をもらわなくてはと思うのですが、その点はどういう考えか伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

その運営につきましては、まず、ご使用いただくターゲットとしては、議員お質しのよう、地区のお母さんたちがメインになるかと思っております。また、そのほかに道の駅の加工品製造の部門での活用も想定をしております。業者というお話でございましたが、この運営に関しての想定をしておりますのが、まちづくり会社が、まず運営管理の主なる想定先と考えているところでございます。ただ、一般の業者に関しては、この施設の利用は制限したいと考えております。まずは民間のお母さんたちが主力になってお使いたいと考えております。ただ、運営に関しては、当然、道の駅の経営面からも、まちづくり会社が運営をするのが最適なのではないかと考えておりますが、これもまだ決定ではございませんので、今後、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） 加工施設で加工、開発された品物を試食、試飲するコーナーの併設もするべきと思います。あそこには町民センターがあり、ももたん広場もあるということで、若いお母さんや子どもさん方が他町村からも来るので、その方々にも試食してもらおうようなコーナーとともに、年数回のイベントを開催する計画があるのか、お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

6次化商品の製造、販売を目的に、県の保健所の指導のもとに設置をする施設でございます。ですから、加工施設内へ不特定の方々が出入りをするような試食会であったり、試飲会、イベント等の実施は難しいと考えております。これは不可能に近いものと思っております。

ただ、加工施設以外の森江野町民センターの施設、今、議員がお話しいただいたよ

うな、そういったももたん広場であったり、そのほかの森江野町民センターの会議室、和室を活用しての試飲会であったり、試食会、小規模のイベント等については、6次化事業の推進の観点からも実施に向けて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） この加工施設に対して、民俗研究家結城登美雄氏が国見の食文化の掘り起こしで何度か来町しておりますが、今後、この事業にも協力いただけるのか伺います。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

民俗研究家の結城登美雄先生は宮城県大崎市鳴子産の米を1俵2万4000円で販売をするという鳴子の米プロジェクトを立ち上げた方でいらっしゃいます。平成21年でございますが、国見町の農業委員会が大崎市鳴子支所やあら・伊達な道の駅を訪ね、ご教示をいただくきっかけとなった方でもございます。また、全国の自治体から、まちづくりや地域の活性化の提言を求められている実践者でもございます。

先生の考え方は、平成25年12月に策定をいたしました「1000年のまち。これから100年のまちづくり基本計画」で、国見の地で長い時間をかけて洗練されてきた宝物であったり、時代の移ろいにもかかわらず今に残ってきたもの、これも宝物でございますが、これらを再発見をし、発展をさせ、発信をしていこうという国見町のコンセプトと同じくする方でもございます。実際に先生自身、これまでも直接国見町にお入りになられて町内の方々とお話し合いをされていたり、あるいは講演会という形で昨年来、町にもおいでいただいて事業を進めていらっしゃってまいりますから、お母さんたちとすっかり懇意になられてもおります。当然今後の農産物加工施設へのノウハウの提供も含めて、継続して国見町へのご支援、ご協力をいただきたいと思いますと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 私からも改めてお答えを申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、ただいまいろいろご質問をいただきましたけれども、その国見町の6次化をどのようにするのかはやはり町の施策の中で非常に私は重要な課題の一つであると強く強く認識をしておりました。6次化とは何かと申しますと、1次産業、2次産業、3次産業、つまり農、工、商。1足す2足す3が6。1掛ける2掛ける3が6です。そういった意味での農、商、工連携という意味で、まさに国見町の産業の振興のベースになるものであるということが、ひとつ私はあるんだろうと思っております。

と同時に、道の駅の整備を今、進めておりまして、その道の駅でのさまざまなものの販売、それは国見町の農の皆様方、工の皆様方、それから商の皆様方が一致団結して、そこで対応して道の駅にチャレンジしていく意味でも、私は6次化をどのように

するのかが非常に重要なことだろうと認識をいたしております。さらには雇用の問題です。当然、先ほど議員ご質問のように、雇用の問題でいろいろと必要性が出てきます。地元の皆様方のフォローをいただかないとこれはできない。そういう意味でも、非常に私はいろいろな面で国見町全体が回るのかなと認識をいたしておるところでございます。

あとはもう一つあるのですが、風評被害の払拭。つまり農産物を加工して、そして国見町のものを買っていただけるといふ。例えば道の駅ができますと、2万台が走っている4号線を通る皆様方、それから道の駅のマニアの方々、近隣市町村等々、いろいろな面で、この風評被害の払拭にも当然つながってくると。そういった意味でも、この6次化施設、そして、その中で6次化商品をそれぞれ立ち上げていく。まさに国見町全体の産業が回るものと、私自身そう認識しております、この6次化の施設は本当にこのベースになるものと認識をしておるところでございます。

今後ともこの施設の立ち上げ等々、議会の皆様方のご支援をいただきながら、しっかりと立ち上げ、国見町の産業全体の振興にぜひ結びつけてまいりたいと思っております。

改めて私からの答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

2番（村上 一君） いろいろと答弁いただきまして、本当にありがとうございます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

(午後0時00分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、11番浅野富男君。

(11番浅野富男君 登壇)

11番（浅野富男君） 6月定例議会にあたりまして、一般質問を行います。

道の駅建築工事に関してであります。通告に従って質問してまいりたいと思っております。

町民の大きな期待のもとで、道の駅建設工事が進められております。しかし、町民の間では、この建物の工事に関して疑問の声が上がっております。道の駅建設計画は、平成26年度には基本設計の完了、そして実施設計、用地の取得に着手し、平成27年度には造成工事が完了するところまで計画は進みました。11月26日には、



4社が参加して条件付一般競争入札が行われました。そして、12月議会定例会では建物の工事請負契約についての議案を追加議案として提出、議会はこれを可決いたしました。これにより、町は工事請負契約を結び、工事に着手する運びとなりました。

工事請負契約とは、そもそもどのようなことについて契約を交わすものなのか、まず質問いたしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） 11番浅野富男議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、国見町の道の駅につきましては、先々代の富永町長時代の平成13年度に策定がなされました第4次振興計画に位置づけがなされまして、その後、佐藤前町長が設置に向けてさまざまなご努力をされまして、現在に至っておるところでございます。私も含め、歴代の3人の町長、そして15年の悲願でありますこの道の駅が来春オープン予定になっていることは非常に感慨深く、これまでの先人の皆様方のご労苦に対しまして、改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さらに、私は、先ほど佐藤議員にもご答弁申し上げましたように、復興、絆、国見の未来をみんなで作ることを念頭に、これまで、除染をはじめとする東日本大震災からの復旧・復興や、元気活力事業などの事業に鋭意取り組んできたところでございます。

ご案内のように、役場庁舎につきましては昨年5月に無事移転し、次に続く重要なプロジェクトといたしまして、先ほど来申し上げております道の駅の整備を東日本大震災からの復興のシンボルの施設として、町の活性化を図る中核の施設としまして、ふるさと国見町のために、そして町民の皆様のためにの思いで、これまで、行政手続、法にのっとり、公正、適正に鋭意進めてきたところでございます。この間の町民の皆様はじめ、国・県、町内外の各般にわたるご声援があったればこそ現在に至っているところでございます、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、そのような中にありまして、議員お質しの工事請負契約の内容についてでございますが、その記載事項につきましては、国で示された統一様式がございまして、国見町におきましてもその様式を使用いたしておるところでございます。その様式には、記載する事項としまして、工事名、工事場所、工期、請負代金額、それから契約保証金及び特約事項と、このようになってございます。特約事項につきましては、議会の議決を要する契約の場合には、この契約を仮契約として、議決後本契約になるという内容を記載をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、この道の駅の整備につきましては、復興のシンボルとして、町の活性化の中核の施設として最重要プロジェクトでございまして、しかも、内容的・規模的にも東北最大級の道の駅になるということでございますので、今後とも鋭意その推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 道の駅が早期に完成することについては私たちも同感であるとい

うことにおいて質問をしてみたいと思います。

ただいま、工事請負契約とはどのようなことを交わすのかということの答弁がありました。その中で、契約の際に発生します、ちょっと言葉が違うと思いますけれども、契約金、あるいは前渡金について今若干触れたような気がしたのですけれども、気がついたんですが、今回のものはどのような形になっておりますでしょうか。前渡金といますか、契約金の金額とはどのような形になっておりますでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 契約保証金ということですね。

11番（浅野富男君） ええ。

建設課長（阿部正一君） 契約保証金につきましては、10%になってございます。

10%につきましては、その金額を納めるか、または信用保証会社の保証をいただいた上で保証書の提出を受ければ、その納入を免除されることになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それでは、先ほどの町長の答弁でもありましたけれども、請負金額、これは当然契約の対象になると思いますけれども、今回、工事請負金額のもととなるものは何だったのでしょうか。当然、設計書かなと思うんですけれども、どうなのでしょうか、質問したいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

工事請負金額のもとになるものというお質しでございますけれども、これにつきましては、福島県で定めております積算基準というのがございます。これに基づきまして、おのおのの工事に基づく工事費の積み上げを行いまして、直接工事費を算出いたします。さらに、同様に福島県で定めております諸経費を加算した金額で算定をしているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 当然、そのもととなる設計書なり、そうした仕様書なりがあると思うんですけれども、今回、そのために使った仕様書は、どこの設計会社の製作したものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） どこのということでございますけれども、設計はご存じのとおり、委託した会社である計画・環境建築の設計書、図面にに基づきまして仕様を定めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 今、課長答弁のとおり、計画・環境建築の製作した設計書だと思いますが、その設計書をもとにほかの業者も入札に参加しているものと思います。競

争入札においては、入札参加業者はそれを請け負う目的で参加しているものと思っております。今回落札をいたしました晃建設は12億5000万円で、ほかの業者の16億5000万円から18億円との差は、開きの小さいほうでも4億4000万円で、他社は6億円以上の開きがあります。しかも、町の予定価格12億940万円を下回ったのが1社だけであるという結果について、町内にはいろんな見方をする方々がいらっしゃると思いますが、町としての見解はどのようなものなのでしょうか、伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

条件付一般競争入札でございますので、適正に行われたものと認識をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 聞いたのが、この晃建設だけが、町が示しました12億940万円、余りにも近いことについて、町としてはどのような見解かということであります。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 我々が入札をするわけではございません。相手が4社ございまして入札をしているわけですから、当方でコメントする立場にはないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それでは、次の質問にまいりたいと思います。

その後、この落札業者、すなわち晃建設によりまして、28年1月15日に安全祈願祭が行われました。この席には、株式会社計画・環境建築の杉本洋文様をはじめ、国見町長、そして国交省福島河川国土事務所長、株式会社晃建設、同じく渡辺建設からそれぞれ代表取締役の方々が出席をし、くわ入れの儀式を行っております。

通常は、起工式、いわゆる安全祈願祭が行われた後すぐ工事が始まるものでありますけれども、今回はそうはなりません。なぜ、すぐ着工できなかったのか、伺います。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

工事請負契約約款というものがございまして、その第2条に、「発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない」と記載されてございます。

議員ご承知のとおり、国道4号の拡幅工事並びに国の駐車場の整備工事、さらには主要地方道浪江国見線の拡幅工事及び町道116号の新設工事が施工中でございまして

たので、進入路の確保ができない状況にございました。その工事終了後に着工することとなったものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 進入路の着工だけがこの期間おくれたという理解でよろしいんですか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議員お見込みのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 5月16日に、議会に対しまして、道の駅に関していろんな報告を行っていると思っております。その席で、これは建設課長だと思うんですが、これは議会事務局から当時の記録としていただいたものでありますが、緊急防災の活用を行うこと、確認申請による是正もあったことから、現契約の金額の範囲でできるよう計画の見直しを行うため、発注者である町、施工業者、第三者工事監理として建築設計協同組合で協議し、設計の変更を行うこととしたということで、こうしたことも含めて調整したのではなかったのですか。違いますか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 確かに、工事の契約後に是正項目があり、当然見直しは行わなければならない状況もございましたので、それも並行して進めたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それも変更といひますか、着工がおくれる一つの理由になったのかなと思ひますが、契約締結後に請負契約の内容の変更ができるのは、どういふ事案に対してなのでしょう、質問したいと思ひます。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

工事内容の変更についてのお質しでございますけれども、これも工事請負契約約款第18条第1項各号に規定されておりましたとおり、まず第1に、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合、第2に、設計図書に誤謬または脱漏がある場合、第3に、設計図書の表示が明確でない場合、第4に、工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的、または人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合、設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合となっております。

そして、同条第4項には、設計図書の訂正または変更を行わなければならないと規定されておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それに基づいて変更となるかと思いますが、今回変更に至る理由は、この中のこういったものから、変更といいますか、作業をしなければならなくなったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） これにつきましては、第2に申しあげました設計図書に誤謬または脱漏がある場合、これを具体的に申しあげますと、確認申請における是正項目が多岐にわたったことによるものです。これは、当然当初の設計書と内容が変わってくる、誤謬があった、間違いがあったことを正すために設計を変更したということになるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この誤謬があったというのは、どの時点で気がついたことなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） これは、確認申請の確認通知が来た時点で、是正項目が出されたと。この時点ではっきりしたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この件につきましては、後でまた質問するかもしれませんが、その次の質問に移りたいと思います。

いろんな変更はあり得ると我々も考えております。しかしながら、今回変更することに関しましては、我々が考えるには、やはり元の設計業者が変更することが筋かと考えております。今回の変更については別な形でやったのではないかと我々は思っておりますけれども、今回はどうだったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

まずは、工事監理がございました。工事監理につきましては、昨今の国の動向も含めますと、第三者監理が主流になってきているということもございましたので、第三者監理とすることによってそのような形になったと。第三者監理となった業者にお願いをすることが、時間的にも、さらにはコスト的にも合理的であると判断したところでありまして、そのような形になったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） もともとの計画・環境建築ではできないことだったという理解でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） そのようなことではございませんけれども、第三者監理業者と

契約したほうが、県内の業者、役場の工事監理をご存じかと思いますが、役場の場合は東京のJREと福島県の業者とのJVだったわけです。

ただ、今回の場合は、工事、設計全てが東京の業者で、福島県での積算基準に組みかえる必要でやっぱりタイムロスが出るということと、あとは設計の打ち合わせやその辺の調整をする時間的ロスを少しでも省くためには、監理業者に設計の変更をお願いするほうが当然合理的ですし、時間的、さらに旅費、宿泊費等の軽減も図られるということもありましたので、そのような形にさせていただいたとご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 時間的ロスも考えなければならないという答弁もありましたけれども、もともとの設計会社、計画・環境建築にはどのようなお話をされたんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 設計会社につきましては、今回は第三者監理方式でさせていただきますということでご了解を賜っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それで、計画・環境建築は、基本設計も含めて前からいろいろなかかりがあると思うんですけども、設計料とか、そういったものの支払いが既に済んでいると思うんですが、この会社には幾らお支払いになったんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 実施設計だけではありませんので、運営のコンサルティング、あと開発許可の関係もありましたので、実施設計分については約3000万円ほどと認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それでは、次の質問に入りますけれども、議会は図面の内容については議決する立場にないと言われておりますが、今までの話のとおり、設計が変更されるということがずっと進められてきたのがこれまでの経過かなと思っております。これについて、4月の議員懇談会の日まで、いわゆる起工式が終わった後、4月の懇談会まではほとんどこの報告がなかったと記憶しております。議会としても、設計の変更があり得るという認識でおります。役場庁舎建設のときも、たしか木材が出てきたために基礎工事がおくれるといったお話もあったかと思っております。

執行部と議会の関係は、いわゆるチェックアンドバランスと言われるとおり、相互の信頼と議決に基づいた執行がなされているかどうかの確認をすることによりまして、町民に責任を持った行政が行われることになるものではないかと思っております。このような、信頼関係を損なうような事態は避けるべきではないかと思っておりますが、

今回についてはどのような感想をお持ちでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

設計変更に係る大枠が固まっていないような状況もございましたので、ご報告できなかったものと考えてございます。今後は適時適切にご報告してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ちなみに、細かいことになりますけれども、今回の変更では何か所ぐらいを変更したのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 現時点での状況です。これからまた動く部分もございますので、その辺はご理解をいただきたいんですが、まず意匠関係で6項目、あと構造関係で26項目、電気設備関係で1項目、機械設備関係で8項目の工事費が増加となるご指摘があったということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それでは、次の質問に参ります。

ただいま申しましたけれども、5月16日の議会に対する報告で、この間の経緯について、時系列での報告がなされました。その中で、建築確認に関する報告もありました。この件に関しましては、我が党の県議会議員を通しまして、その書類を取り寄せました。それによりますと、建築確認申請は昨年12月18日に提出、そして確認通知はことしの1月13日付でおりております。その後、3月28日付で東京の計画・環境建築の確認申請の取り下げを行っております。そして、先ほど建設課長から答弁がありました福島の有限会社フォルム建築計画に係る建築確認申請を4月7日に県の建設事務所に提出、6月1日に許可されています。これで間違いはないでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 県の建設事務所ではなく、福島県の建築住宅センターに提出させていただいておりまして、確認を受けたのは5月25日でございます。5月25日に建築住宅センターで確認をいたしまして、それを送付して、建設事務所に到着した日が6月1日でございますので、お間違えのないようお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） ただいまの訂正箇所についてはわかりました。

それで、建築確認申請を2回行っていることになりますけれども、それほどの大きな変更は、どのようなふぐあいが発生したのか。これらについて、契約時点での議論はなかったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

契約時点におきましては、まだ建築確認の協議中でありまして、どのような是正項目が出てくるかわからない状況でありました。当然、是正項目につきましては、建築基準法にのっとりた形での指摘事項になりますから、それを把握するには、最終的な確認通知が出てこないとならない状況でありましたので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 建築確認が出てこない、その建物を建てることのできないから、その時点ではまだ計画を進めることができなかつたという理解でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 当然、そのとおりでございます。確認申請がおりないと、工事は着工できないということでございますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） それが出来た後に、このふぐあいといいますか、指摘があつて、変更に着手したということによろしいですか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議員お見込みのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この2つの建築確認申請書によりますと、建築面積では、計画・環境設計では3,248.27平方メートルでありまして、フォーム建築計画では2,871.28平方メートルへと、小さいほうへ変更となっております。同じく、高さについても、11.7メートルから9.87メートルに変更されております。高さについては屋根の形を変えたことによるものと思われそうですが、そのほかに、外部壁は鉄筋コンクリートづくりから鉄骨づくり、あるいは屋根がはね出しありからはね出しなし、そして後壁が斜めカーテンウォールから普通の垂直壁に変更されております。

このように大きく変更されておりますけれども、こうしたことになりましたと、当然いろんな面で、建物の内容といいますか、全く別な建物になるのではないかと私は考えるわけでありましてけれども、その辺はどうなのでしょう。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） まず、面積なのですが、議員が勘違いをなされているかと思うんですが、当初面積につきましては2,723.27平米でございます。多分、議員がおっしゃられたのは、建築面積かと思えます。変更後の面積につきましては2,787.21平米でございますので、逆に63.94平米、これは事務室が狭いということで若干増やした分になります。そのようなことをご理解を賜りたいと思います。



それで、変更の中身でございますけれども、基本的には基本設計をもとに再設計を行っておりますので、大きく変わっているという認識はございません。建てる位置、配置についても大きく変更しているという考えはございません。ただ、構造につきましては、先ほど申し上げましたとおり、是正項目によります指摘事項がございましたので、適合判定を受けてしっかりとした建物にする必要があるだろうということで、適合判定を受けられるような鉄骨の構造に変更するというご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） この確認申請を行うということは、建物の構造なり何なりが大きく違ったから2回行う必要があるということではないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 先ほども申し上げましたとおり、当然鉄骨を使った工法に変更になっております。そうすると、適合判定という構造に係る判定の許可を受けなければならぬこととなりますから、前の設計は適合判定を受けておりませんので、それについては取り下げをして、新たな確認申請を行う必要があったということでご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうすると、それでもこれは同じ建物ということで扱われるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 基本的には、基本設計をもとに設計をしておりますので、似たような建物であると私は認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、同じ建物だという認識ということではありますが、そもそも設計をいたしました計画・環境建築の図面でありますけれども、これらについては、いわゆる著作権は発生しないのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

著作権につきましては、基本設計と実施設計は別契約になってございます。今回の変更につきましては、基本設計をもとに積み上げているということになりますから、確かに実施設計、似てくるのは当然、基本設計が同じですから。ですけれども、その辺については、著作権については発生しないということになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 全く別な建物ではないかというのが我々の見方ということになる

と思います。そういう中で、町があくまでも同じ建物だという認識であることを確認しておきたいと思います。

それから、1月の臨時議会では、杉丸太857本を約1100万円ほどで町が購入いたしまして、道の駅の建築に利用する計画がありました。これらの木材は、最初の計画どおり使用されるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

木材については、材料として購入をしてございますので、当然利用していくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そもそも、最初の計画にあった利用の仕方ではないということですか。

今の答弁の中だと、私、再利用ということで発言が聞こえたんですけども、再利用ということは、別なところに使うのかという質問になったんですけども、どうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 再利用とは申し上げておりません。

聞き取りにくくて申し訳ありませんでした。

以上です。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、当然買い入れ先があったと思いますけれども、買い入れ先との話し合いではきちんと了承が得られたのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） はい。材料として購入しておりますので、これについては、27年度末において、材料の857本の納品の確認はしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） さっきの質問との関連にもなりますけれども、我々の認識では設計が大きく変更されたと感じるわけでありまして、こうなりますと、当然請負金額は変わるものと我々は考えるわけなのですが、今回についてはどのような考え方なのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

先ほどから申し上げておりますとおり、是正項目がございました。これにより、工事費の増加が当然ございます。さらに、追加工事もございます。あと、それを吸収するべく、構造、さらには使用部材の見直しも行っておりまして、その減少も勘案しますと、基本的には現契約の範囲内でおさまるものと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうすると、変わらないということになるのかと思いますが、今回のような変更におきましては5億円ぐらい下がるのではないだろうかというのがいわゆる業界筋の見方ということで私は質問しておりますけれども、我々が考えましても、この請負金額はどうかと疑問が残るところであります。この請負金額、どのような形で妥当な金額だと判断をすればよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

冒頭に申し上げましたけれども、請負金額につきましては、福島県の積算基準に基づいて積算をしております。さらには、工事の進捗によりまして、施工図に基づく部材等の精査を今後行っていく必要があるかと考えております。その上で、最終的には精査をした金額になっていくものと判断をしております。そのような形でございますので、5億円が妥当かどうかは、もう今度は主観的な話になってまいりますので、我々としては県の基準に従ってきちんと積算を行っておりますのでそのようなことはないと考えておりますし、先ほど申し上げたとおり、ほぼ現議会でお認めいただいた金額の範囲内で対処できるのではないかと、現時点では考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 5億円にこだわれないということではありませんけれども、どう見ましても、この金額、客観的な裏づけがないのではないかと思います。だとすれば、最初の入札での金額との関係では、一体どういう形でこの金額が決まっていくんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 裏づけといいますと、先ほどから申し上げておりますが、県の基準単価に基づいて積算をしておりますので、それが裏づけになるのかと私は考えておりますが、それでご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 県の基準に沿って積算されるというのが答弁だと思います。それであれば、当然、最初から競争入札で決まる金額があまり意味をなさないものになるのではないかとこのところがあるわけですが、競争入札で決まる金額と積算される金額とのいわゆる客観的な部分は、どのような形で計算される金額と判断したらいいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 積算基準によって積み上げられた設計価格がございます。それに対して入札、予定価格を設定して業者が入札をすることで請負金額が定まってまい

りますので、それについては、今度は売り手と買い手の問題ですから、それで合意ができればその金額でという形になろうかと思えます。そこに客観的な根拠と言われますと、そこは入札制度ですのでそれ以上はちょっと申し上げられないかなと考えますけれども、それでご理解を賜りたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 今回の道の駅建設で確認申請を新たに行ったことが先ほどから報告になっておりますし、質問もしておりますけれども、これについて、競争入札にかけて、それで請負金額を決めるべきではないかと我々は見ているんですけれども、これに対してはどのような理解で我々は皆さん方の意見を受け止めたらよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

先ほどから申し上げていますが、工事請負契約約款の第44条には、発注者の解除件、そして同47条につきましては、受注者の解除件が記載をされてございます。これにつきまして、読んでいきますといずれの条項にも該当しておらず、当然契約の解除とならないということになりますから、これは工事の変更で対応するというところでございますので、議員お質しのとおりの新たに入札を行う必要はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 最後に町長にお尋ねしたいと思うんですけれども、今回、私の道に関して最初にも申し上げましたとおり、早期な完成を望んでいる立場で質問しております。しかしながら、ここに来まして、余りにもわかりにくい計画が進められております。この案件については、当初の計画どおりに進められれば、何の問題も発生しないことであったのかなと思っております。しかも、全国にも誇れる道の駅ができたものと考えております。変更の報告がない中で、今回のような進め方は、法的には問題ないのかもしれませんが、町と議会の信頼関係を損なうようなことにもつながりかねないと思っております。

このようなことは、町民が思うところの常識とは大きく乖離しているのではないかと思うわけであります。行政がやるべきことにしては余りにも大きな疑問が残るのではないか、そのようなことを最後に町長にお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、最後に私から答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、浅野議員からさまざまなご質問をいただいたわけですが、基本的には、入札の実施とか、あるいは設計者の変更、それから設計の変更等々さまざまな流れはあったわけですが、これも議員も先ほどにもおっしゃいましたように、行政手続として、そして法的にも、適正、公正な形で基本的には実施できてきたかな

と思っております。

ただ、議員おっしゃいますように、確かに議会との関係でありますか、若干その説明が遅きに失した部分もございます。今後は、適時適切に説明をぜひ行ってまいりたいと考えておりますし、特に私は、今後やはりソフト面でいろいろと、いわゆる運営面でどうするんだという議論を今、町民の皆様方からお届けいただいておりますので、先ほど質問がありましたように、観光の拠点にすべきではないか、あとこれからまだいろいろ質問がありますけれども、そういったソフト面についてさまざまな今後は課題が出てくるかなと思っております。それらについては、特に適時適切に十分ご説明をぜひまいりたいと考えております。

あわせて、これまで、確かに施設の概要等々につきまして、私も実は3回ほど、町民懇談会をはじめ、いろいろご説明をさせていただきました。それで、施設の規模、各施設の内容、それから機能等々を十分十分説明してきたつもりでございます。

それで、今回いろいろ変更がありましたけれども、基本的なベースは全く変わっておりません。規模の問題、それから各施設のさまざまな部分、そして機能も全く私は変わっていないと強く認識をしておりますので、今後、町民の皆様方にも、ぜひソフト面で今後どういう道の駅にしていくんだと、6次化の話もございました。そういった面を十分連携しながら対応していくことが非常に今後の大切な課題なのかなと、私自身強く認識をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、浅野議員がおっしゃいますように、早期な完成というお話もございましたので、十分、今後、議会や町民の皆様と連携を図りながら、そして復興のシンボルとして、町の中核の施設として、さらには東北最大の、まさに奥州街道ど真ん中の施設にすべく、鋭意今後対応してまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくご支援のほどお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 今後、こうした疑問の湧くような行政の進め方を改めてもらうことを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 次に、7番渡辺勝弘君。

（7番渡辺勝弘君 登壇）

7番（渡辺勝弘君） 平成28年第3回定例会にあたり、さきに通告しておりました質問についてお尋ねしたいと思います。

内容は、平成18年9月に有害鳥獣対策について一般質問をさせていただきましたが、その後の対策と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

今年度は全国的に、有害鳥獣、特に熊の目撃情報が多発しており、被害も農作物だけではなく、人的な被害も増加しているのではないかと考えられます。そこで、その要因はどこにあるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 7番渡辺勝弘議員のご質問にお答えをいたします。

鳥獣被害が増加している要因とのことですが、何点か要因がございますけれども、まず1点目といたしまして、地球の温暖化等、環境の変化によりまして鳥獣の生息分布域が拡大をしていること。それと、2点目につきましては、農村の高齢化や過疎化に伴いまして、耕作放棄地の増加という部分での要因もございます。3点目といたしまして、狩猟者の減少によります捕獲圧の低下。そして、4点目には、これは福島県と近隣県の特有の要因ではございますが、東京電力福島第1原子力発電所の事故に伴いまして、避難12市町村と近隣の鳥獣生息域で捕獲ができない状況が続いているということがございます。これらの要因が複合的に関係しまして、鳥獣被害深刻化の要因となっていると考えられるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今の課長のお話のように、やはり今までも被害及び熊の目撃情報はたくさんあったと思いますけれども、ことしほど、いろんなマスコミでも出ておりますけれども、人里まで出てると、人の目に見えるところまで、特に熊が出現しているというのは、今、課長の説明にもありました震災後、放射能の問題により捕獲数の圧力減少、先ほど言ったように捕獲する方の高齢化も係っている部分と、森林環境、里山の変化、あるいは中山間地域の社会の変化と、つまり人間社会が勝手に動いていることにより、熊などの有害鳥獣が増加していくことになってきたのだと思いますけれども、それについてはそう思われるかどうか、もう一度お尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

先ほど答弁させていただいたとおりでございますけれども、議員お質しのように、そのような要因が複合的に関係しまして、今、鳥獣被害が増加しているものであると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そうしますと、私も課長と同じような考えでいましたので、やはりその辺かなと思っておりました。

そこで、先ほども出ております捕獲隊による、それは後でもお願いという部分にあるとは思いますが、捕獲隊による捕獲活動は今後も十分に続けていきたいということを前提に持ちまして、やはり今後も、人里を餌場として認識させないようにするためには、熊が来ないようにするという部分も考えれば町民としてとるべき行動があるのではないかと思いますけれども、その辺についてのお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

鳥獣被害を増やさないために、そしてまた鳥獣被害からの安全安心を担保していくために町民の皆さんがとるべき行動ということでございまして、餌場に限らず、鳥獣被害対策全般的な事項でお答え申し上げたいと思います。まず第1点目に、さまざま

な機会を捉えまして鳥獣の生態を理解していただくことが必要かと思えます。そして、その上で、第2点目としまして、鳥獣のすみかに入るような場合は複数での行動をしていただく、そして音の出るものを持参すること、そしてまた、農地であれば侵入防止策や電気柵の設置、それから追い払い用の花火を使用するなど自己防衛に努めていただくこととさせていただきます。それと、3点目につきましては、鳥獣のすみかとなる耕作放棄地の解消、そして餌となるようなものを放置しないということ。4点目は、必要に応じてわな免許等の狩猟免許を積極的に取得していただいて、個体数を減らし、保護鳥獣とともに共生できる環境を生み出していくことなども必要なのではないかと考えてございます。

鳥獣被害につきましては、農作物に限らず、全国的には人的被害も発生してございますので、安全安心を担保するためには、町民の皆さん一人一人が共通の課題として認識していただきまして対応していただく必要があるのかなと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の説明によりますと、やはり餌場を作らないようにする、町民がそれに対してある程度の考えを持っていくべきだということは、今の中で十分事例がありましたので、それは大変考えなくてはいけない部分であると思えます。

そこで、そこら辺に対する対抗策、今はあくまでも自分たちがやるべきことなのですけれども、対抗策として餌場を作らないことも考えた上で、やはり耕作放棄地を作らないことも大切だと思われすけれども、それに対して町としての具体的な方策があるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

鳥獣被害の対策となります耕作放棄地の解消に関するお話しでございますが、現実的に鳥獣被害によりまして耕作放棄地となって、そこが鳥獣のすみかになるという悪循環も発生していることも事実でございます。そういうような中で、耕作放棄地の解消についてでございますけれども、農業委員会の農地パトロールに基づく農地中間管理機構への仲介制度もございます。それと、耕作放棄地解消のために、県と町で補助制度も実施をしております。一反歩当たり県補助が5万円、プラス町単独で3万円という事業でございますが、そういう事業とか、中山間地域等直接支払制度、これも鳥獣被害対策を目的としている事業でもございますので、そういう制度を活用しまして、農地所有者、地域の皆様のご理解とご協力を得ながら、鳥獣被害対策のための耕作放棄地の解消に対応してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、耕作放棄地をすぐに変えること、あるいはそれを作らないようにするのは大変難しいものだと思っております。しかし、やはりそのように耕作放棄地を作らない方策としての制度がたくさんあるのであれば、その制度を十二分に使っ

ていただき、やはり一つでも少なく、放棄地を作らないようにしていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

鳥獣被害対策といたしまして、私も見させていただきましたが、小坂地区におきましては、泉田地区から内谷東地区まで、約6.5キロメートルで、資材予算が650万円のすばらしいワイヤーメッシュ柵が設置されておりました。結局、小坂地区においてはそのような形でなっていますけれども、今後、やはり鳥獣は、歩くというか、どんどん広がっていきますので、ほかの地区での設置要望についてはどのようなになっているかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

まず、昨年度実施いたしました小坂地区におきましては、追加の事業分も含めまして、全長8キロ、資材費約800万円で、主としてイノシシを対象とした侵入防止柵を設置してございます。それで、残りの小坂地区、内谷東地区の1.4キロ分につきましては、今年度の事業として予定しているところでございます。

そのほかの地域の要望状況でございますが、昨年11月に山崎、石母田、山根、貝田、光明寺、それぞれの地区におきまして説明会を開催してございます。それで、12月には山崎地区及び石母田地区の関係6町内会長、それと1区長さんの連名で、1月には大木戸地区の関係3町内会長から、侵入防止柵の設置を含めた野生鳥獣被害防止対策に係る総合的な施策の実施と予算の確保に係る要望書の提出が町にあったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 先ほども申しましたけれども、私は小坂地区の皆さんが作られた柵は本当に、素人という言葉は悪いですけども、素人の方が作ったのではなく、本当に侵入経路をしっかりと押さえて、その部分で設置活動がすばらしいものできているなど。そして、先ほど申したように、8キロという長い距離間を作ったことに関しましては、やはり地域の皆さんの設置活動がすばらしいことだと改めて思っております。

しかしながら、今回、先ほど課長が言いましたように、山崎地区、それから山根、光明寺、石母田、大木戸地区まで設置の要望が実施になっているということでありまして、残念ながら、全ての地区と考えれば、やはり設置をしたいけれどもできない状況、あるいは地域間で多少違っているのではないかなど、そしてその地域の人たちが一体となることができるような方策があるのか、その辺についての答弁をお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

鳥獣被害につきましては、農業関係者のみならず、人的被害もございますので、地



域全体を通して、あるいは町全体としての問題であることを町民一人一人の方が認識をしていただくことが大切ではないのかなと考えてございます。そのためには、侵入防止柵設置にあたっては、当然、説明会なども丁寧に開催をさせていただいてございますし、そのほか鳥獣被害対策の集落座談会、そして鳥獣被害対策の講習会等も町の主催で実施をしてございますので、そういうようなさまざまな機会を捉えて、実際、鳥獣被害対策に対する意識の啓発を実施していく必要があるのかなと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） やはり皆さんで、地区だけの問題ではなく、やはり地域ですね、小坂地区だけではなく、全体的な問題として意識向上を考えなければならないと思いますけれども、今後の対応をお願い申し上げます。

次に、私が平成18年度に質問して、そのときも答弁をいただきまして、約870万円の被害があったということでありましたけれども、平成27年度におきましては678万円と減少しているということは、今までの取り組み方の対策がうまくいっていたという判断をしてよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

直近の過去3年間の被害額につきましては、町に報告があった分でございますけれども、平成25年度が508万7000円、平成26年度が678万4000円、平成27年度が622万1000円となっております、ほぼ横ばいという状況でございます。

それで、議員ご指摘のとおり、10年前の平成18年度と比較しますと、30%前後被害額は減っており、この間の各種対策の一定の効果はあったのかなと認識してございます。

一方では、被害の中身を見てもみますと、10年前は熊やカラスの被害が主でしたが、現在は被害額の80%程度がイノシシになってございまして、当然その対策も変えていかなければならない状況となっております。町といたしましては、被害をできるだけゼロに近づけられるよう、今後とも、地区住民の皆様をはじめ、関係機関、団体等と連携を図りながら対応してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そのように、有害鳥獣の生態といいますか、やはり熊からイノシシに変わったと。その辺もありまして、金額が全てだとは思いませんけれども、現時点で最高の侵入防止柵と考えれば、今作ろう、予算化をしてやっていこうとするものが、今の現時点では一番の対抗策だと思われるのであれば、今後も早急に設置できるように地域の連携を図っていただきたいと思いますと思っております。

では、次の質問に移ります。

有害鳥獣問題は、先ほども申しましたとおり、やはり全町民の問題と考えるべきで

はないかなと思っております。特に、先ほどから問題を言うております、特に危険な熊の出没、発見の情報は、一番最初の時期は地区内だけの広報でありましたけれども、これはもう国見町全体でその情報に関して過敏であるべきだし、その危険に対して考えるべきではないかと思ひ、町外に対しても広報を出すべきではないかなと思ひますけれども、それについてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

今年度に入りまして、全国的に、熊による人的被害や市街地での目撃情報など、報道が多数見受けられているところでございます。

当町におきまして、5月9日には太田川町内会で、6月4日には泉田上町内会にて熊の目撃情報がございました。その目撃情報によれば、いずれの場合も山手に走り去ったという情報でございましたので、緊急的に注意喚起を促すために、小坂地区向けの防災行政無線にて情報発信をしたところでございます。

そして、また、去る6月18日には、桑折町の阿武隈川伊達崎橋の東側にて子熊の目撃情報があったということで新聞報道がされました。桑折警察署に確認をいたしましたところ、目撃後の足取りが不明である。そして、捕獲はできていない。それと、体長が50センチ程度の子熊でございまして、親熊とともに行動している可能性が高い。それで、河川を通じて移動するということになりまして、近隣の森江野地区のみならず、全町的に影響が考えられるということから判断しまして、防災行政無線を利用して、全町を対象として注意喚起を行ったということでございます。

それで、議員お質しの全町的な防災無線による広報については、緊急的な対応をお願いするのが主たる目的でございますので、その目撃情報の内容によって地区を限定するか否かの判断をすべきものではないかと考えてございます。例えば、明らかに市街地というか、町場に向かったとか、重大な被害が広域的に発生、または発生するおそれがある場合などは全町的な対応が必要と考えますし、それぞれの状況を踏まえながら、住民の皆様の安全安心を確保できるように適切な情報伝達に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 今、課長の答弁にありましたように、情報をいただきましてありがとうございます。小坂地区での子熊と成年熊だったということで、成年熊は1匹の行動ではありませんので、その後ろには1頭、2頭ではなく相当数の熊が存在するという考えをして、やはり報告をするべきだと思っております。

それに、子どもたちの通学路であった点から、子どもたちがその現場に会わなかったから、たまたまよかったと。たまたまそうなっているということがよかったかもしれませんが、やはり大人が見てそれを啓蒙するのは必然的なことでありますけれども、今後、子どもを含め、お父さんお母さんたちがどのように対策をとるべきなんだと、どのようなことをやるんだといったときに、再度そのような目撃情報があっ

た場合に今後はどうしていく考えか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） お答えをいたします。

再度、熊の目撃情報があった場合の対応ということで、特に子どもさんたちの通学路等でということですが、その目撃情報の緊急性等に応じて変わってくるのかとは思いますが、その対応としましては、今回もそれぞれ対応してございますけれども、防災行政無線による注意喚起、それから県、警察署、鳥獣被害対策実施隊、消防団、地元町内会の皆様への通報とか連絡、それと今回も小中学校にお願いをしまして、携帯メール等での注意喚起もしてございます。また、実施隊、あるいは職員が出て追い払いの花火等も実施してございます。さらに人的被害が出るおそれが大きいと想定される場合につきましては、警察署や消防団、実施隊によります捕獲などの緊急的な対応も考慮に入れなければならないのかなと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 熊なんかは動物園で飼っている、人間になれているのが当たり前だと思って、熊を見て子どもたちが逆にかわいいなというイメージでついていく、呼んでしまうとかいうこともあり得ると思います。動物園で飼われている動物ではなく、野生動物は凶暴であると。そして、特に熊というのは、先ほども、1匹だけではなくて群れをなしている熊がたくさんいるということ子どもたちも認識させなければならぬと思っております。その上で、熊を興奮させないことが必要ですけれども、先ほど申しました子供たちで遭遇した場合に、その対応ができるのか。そして、地域の皆さんと協力が不可欠であることは、十二分に理解しております。

その上で、今までは山に入るときには鈴を持って入りなさいということで、先ほど課長からも音を立てて入山するんだというのがありましたけれども、きのう消防職員の方に聞いたら、今は熊の生態が変わり、鈴を鳴らすことによって、その鈴を目指してついてくると。つまり、鈴を鳴らすことによって、熊がそれは、食べ物とは言いませんけれども、人間のものという認識が変わっているんだと。そして、その実験として、ツキノワグマなのですけれども、ドングリ、蜂蜜、その上に鶏の肉を置いたそうです。その結果、一番先に食べたのが鶏肉だそうです。つまり、熊は蜂蜜やドングリではなく、人間のものを食べる。そういう血を流すものを食べてしまうぐらいの凶暴性があり、あるいはそれがもう主食に変わりつつあるということが現実にはマスコミの中で出ていることなのです。

そのようになれば、どれが正解だと、今まで自分たちが子どもたちに教えてきたこと、あるいは自分たちがやってきたことが正解であると言えなくなっているのではないかと思っております。情報を正確に聞いて、それが本当にいいのか悪いのか、そしてそれが対抗できる施策なのかを考えれば、もうちょっと考えるべきだとは思いますが、その情報はもらうことができるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤克成君） 野生鳥獣等の生態等の正確な情報についてでございますけれども、町では昨日、県で作成をしました「熊に注意」というチラシの回覧はさせていただきます。それにも記載されてございますけれども、それと今までの調査研究から、基本的に熊は警戒心が強い。それで、興奮させない限り、人を襲うことはないんだということでございます。しかし、議員ご指摘のとおり、最近はさまざまな要因によりまして熊の生息圏域と人の生活圏が近くなってきました、その警戒心が薄れてきているとも言われてございます。そして、学習能力も非常に高いとなってございまして、鈴や何かにも反応しなくなることもあるとも言われているのは事実でございます。

その中でどう対応していくかでございますけれども、基本的には、鈴をつけているから絶対に大丈夫なんだという安心感ではなくて、さらに二重、三重の予防対策をとる。例えば、複数で行動するとか、自らそういう危険なところには行かないというような自己防衛的な部分も必要ではないのかと考えておるところでございます。

それで、先ほど申しあげました鶏の肉を真っ先に食べるとか、そういう部分の情報については、県からそういう例も含めて聞いてございませんので、もしそういう情報があれば、町民の皆様はじめ、回覧、各戸配布等周知はさせていただきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） そのように、被害が出てから対応するのではなく、今、鳥獣に対していろんな情報があったら、その情報をもとにして国見町独自の対応策を考えるべきではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと。

そこで、提案なのですけれども、今、思っているように、夕方、あるいは夜の見えない時間帯に熊の発見があったということがありましたけれども、やはり生態が変わってきており、日中でも熊が人里に出て、テレビのマスコミ等によっては、テレビカメラにしっかりと映る時間帯にも出てくるようになっております。やはり子どもたちの安心安全を確認するために、先ほどから何回も言っておりますけれども、町全体で考えるべき対策協議会を設立して協議するべきではないかと思っております。子どもたちの安心安全を含め、今回の小坂地区において鳥獣対策防止柵を設置してできておりますけれども、この防止柵が10年以上の耐久設計であると聞いてはおりますけれども、状況によっては、今後10年もたないままに設置をもう一度しなくてはならない状況が必ずやってまいります。

そして、そうなれば、次回においては、単純に10年後となれば、設置可能というのが不可能になるのではないかなど。そして、あわせて、先ほどの捕獲隊も含めて、設置をこれからしようとする方々も高齢化の波が押し寄せております。つけたい、やってもらいたいというところで、やはり全て行政にやっていただきたいというのが本音だとは思いますが、小坂地区の方々がやっているとなれば、地域の皆さんみんなでやることを考えなくてはいけないと思っております。この後、ほかの地区で

の柵の設置も含め、照準に対する正しい対応策を講じて、全町民の早急な設置活動をして、みんなでやるものを考えるべきではないかと思えますけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） それでは、私からお答えを申し上げさせていただきたいと思えます。

鳥獣被害ですね、今、いろいろご質問ありましたように、非常に広範に、そしていろいろな問題を醸し出しておるなど改めて、今つくづく感じたところでございます。

ただ、ベースはやはり作物への被害対策ですね。まず鳥獣被害対策ですから、それがベースになるんだろうなと思えますけれども、さらにこの問題については、いかに町民全体の問題にレベルアップでき得るかということが当然私は大切だと思えますし、さらにはやはり安全安心の問題だろうと思うんですね。いかに、子どもを含めた安全安心を担保するのかということが非常に重要な課題になっておるなど意識をしております。

先ほど来話がありましたように、熊とか猿とかイノシシの個体数も、大震災からかなりの増加にあるんですね。特に、熊の問題は、最近非常に大きな問題で、阿武隈川にも出たとか、さまざまな大きな問題を醸し出している。これにどのように対応するか、チャレンジするかということが私は非常に重要な課題なのかなと思っております。

特に、議員ご提案のように、ポイントはまず子どもさんたちの問題がやっぱり非常に私は重要だと思えます。子どもさんたちの安全安心をどういった形で確保できるんだと。小学生、中学生、特に、あと幼稚園も当然でありますけれども、そういった安全安心にどう対応できるかということ強く強く意識を持つ必要があるのではないかなと思っております。

それで、今、議員提案のように、当然耕作者は必要だと思うんですね。それから、県の関係とか、あるいは警察消防とか、町内会とか、あと学校関係とか、そういった形でのいわゆるネットワーク作り、連絡協議会というんですか、やはり何かの形で安全安心の問題が対応できますよと。あとは、町全体で、町民が鳥獣被害に対して、何かあったときに町内会全体で支援しようではないかとか、そういう中での協議ができるような組織体をどう作るかというあたりが、今聞いておまして非常に重要なポイントかなと思いましたので、いわゆる協議会的な部分をどうしていくのが本当に重要な課題かなと思っております。

冒頭に申し上げましたように、つまり鳥獣被害というのは単なる個体被害ではなくて、もうちょっと広がりのある、町民全体での対応、そして安全安心の対応という観点からどうしていくんだということを改めて強く認識をしながら、そういった組織体の中で十分検討して町全体で考えていくということを、これは対応していく必要性があるかなと思っております。そういう観点から、今後さまざまな関係者と協議をしながら、農業委員会もありますし、あるいは再生協議会も今協議母体でやっていますので、そういった方々と十分協議をしながら、なるべく早い機会に連絡協議会的な部分を設置できるように私たちは対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

7番（渡辺勝弘君） 町長から、素晴らしい、力強いお言葉をいただき、設置に向かっていくんだなと感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

しかし、私も常に思っておりますけれども、協議会を設置することが目的ではなく、それを設置した後に素晴らしい活動ができるように、そして私たちが今生きている中で、これから10年先、20年先もその対応策で町民が一緒になっていけるような、素晴らしい、そして決して子どもたちに危険が及ばない、安心して生活できるためにもお願ひ申し上げて、質問を終わらせていただきます。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後2時30分まで休議いたします。

（午後2時21分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時30分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 一般質問の最後になります。

6番村上正勝君。

（6番村上正勝君 登壇）

6番（村上正勝君） では、通告書に従って一般質問を行います。

最初に、道の駅の管理・運営について。

道の駅の開業については、全町民が大きな期待を持っています。これは、先ほど町長が答弁されたとおり、道の駅を国見で作ってもらいたいと15年間歴代町長から受け継いでいると思うんですが、今、国道沿いの道の駅は東北一と、面積、そして国道の拡幅、そして県道の拡幅、これは力がなければなかなか道の駅のところの周辺開発はできないなと思っておりますが、これも一緒にやってきております。私からすれば工事が大変おくれておりますが、まず当初の予定どおり29年3月に開業できるかどうか質問いたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

まず、道の駅事業の進捗についてご心配をいただきまして、ありがとうございます。これまでも繰り返しご説明をしておりますとおり、国交省と農水省からそれぞれ交付金をいただいて進めている事業でもございます。交付要綱等の要件を満たすためにも、来春の開業を目指して、ハード、ソフト両面の整備を進めております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6 番（村上正勝君） いろいろな問題があると思うんですが、今までのおくれに対しては、どんなことがあってもとにかく一日でも早く開業してもらいたいとみんなが思っている中で工事がストップしておりましたが、これは販売額に相当なおくれが直接響いてくるわけですから、この点に関して、まず工事の面では急ピッチで工事が進められているのかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） お答えいたします。

工事につきましては、議員も多分ごらんになっているかと思いますが、現在、杭の工事を、多分きょうで全て杭が打ち終わる予定となっております。これに伴いまして、次、根切りを行いまして、基礎工事に入ります。現在の予定でいきますと、お盆明けには鉄骨工事に入れる予定となっております。9月議会中ぐらいには屋根に着工できるのかなと考えております。2月末の竣工に向けて、現在のところはマスター工程としては順調に進んでいるとご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 今、建設課長の答弁では、順調に進んでいると。これは、順調に進んでいても、これからの天候のぐあいなどでおくれる場合もあると思うので、その点は業者の人にも、突貫工事でもとにかく3月に間に合うように工事日程を進めるようお願いをしたいと思います。これは、1日でもおくれれば、やはりそれだけ損失をこうむるんだという考えのもとに行ってもらいたいと思います。

次に、道の駅の経営について、採算性はどのように計画しているのかを質問いたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

ご質問への答弁内容につきましては、4月20日に議会と町職員を対象にして開催をいたしました道の駅説明会でのご説明内容と重複をいたしますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、道の駅「国見」の収支計画は、直売、インフォメーション、レストラン、ファストフード、宿泊とバンケット、コンビニエンスストア、子育て支援の7つの部門ごとに収支予測をし、道の駅全体で黒字を目指すこととしております。

説明会でお示しをしたシミュレーションの数字が現時点での目標数値ともなりますが、開業後の運営管理、収支バランスに万全を期すよう、既に着手をしている業務もございます。開業を目指した広報、営業、各施設のオペレーション等の戦略を練り上げることとしております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 計画どおりになるべく進むように、私より、皆さんが思っているのは、道の駅の販売金額を伸ばすにはなかなか大変だろうというのが一般的な考えであ

ります。そういう中で、農協あたりの直売は何の特別支援もないんですが、これは町が直接かかわる道の駅だと。そういう関係で、私からすれば、よその道の駅より、国の政策のふるさと納税を最大限に活かして、町のため、生産者のため、そして納税者に喜ばれる道の駅のプラスになるような施策を考えているか、質問します。農協でも何でもやっている中で、なかなか直売だけで販売を伸ばすというのは大変だと思うんですが、今、湯川村だの、広野町は相当なお返しをして、4億円ぐらいのふるさと納税があると。実際、国見では2600万円ぐらいの納税でありますので、逆からすれば、これがやり方によっては相当伸びるなど。そういう中で、やはり町を左右するぐらいの道の駅でありますので、これを最大限に活かして、道の駅の販売を伸ばすような、そして経営が安定するような、そういう仕組みを作られるかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） お答えをいたします。

道の駅の販売額を伸ばすために、ふるさと納税制度の活用についてのお質しかと思いますけれども、ふるさと納税制度の拡充の取り組みにつきましては、きのうの町長の行政報告のとおりでございます。再度、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、本年の4月からでございますが、ふるさと納税に関わりますお返しの金額の割合を大きく変更したところでございます。寄附額が1万円以上の方に対しては、今まで3,000円だったものを5,000円としてございます。さらに、寄附額が5万円以上の方には、5,000円だったものを2万円に、寄附額が10万円以上の方には、1万円だったものを3万円というふうに増額をしているところでございます。

次に、特産品の種類等でございますけれども、前年度までは季節ごとの農産物、いわゆるサクランボ、モモ、リンゴ、あんぽ柿等について、農協の営農センター、あるいは農産物の直売所、さらには一部個人の農家の皆様から購入させていただきまして、寄附された方にお返しをしてございました。この4月からは、特産品となり得る商品を扱っている商店の皆さん、それからまちづくり会社で取り扱いをします出荷組合の皆さんの農産物、さらに農協の営農センターで扱う国見産の農産物など、対象となる特産品、あるいは協力をいただきます納品者の皆様方の拡充を図っているところでございます。

さらに、お返しする特産品をセットにするなど工夫を凝らしながらやっているところでございまして、農産物のモモに限りましては、品種ごとに寄附を受け付けているという状況もございます。さらに、インターネットサイトからの申し込みを可能にしながら、寄附の申し込みと特産品の注文ができるようにしてございます。寄附の納入方法につきましても、インターネット上からのクレジット決済も可能としているところでございまして、国見町の特産品に付加価値をつけて、魅力ある納税制度となるように拡充を図ったところでございます。

このことによりまして、特産品を出品する皆さんには小売の販売額でお手許に代金が入るということ、それからまちづくり会社には取扱手数料の10%が入るということになってございます。生産者、出品者、そして道の駅を運営するまちづくり会社に



とつてもプラスとなるように配慮をさせていただいたところでございます。

今後とも、道の駅に出品される特産品の増加に伴いまして、お返しする内容を検討するなど、国見町の魅力のPRと地域の活性化につながるようなふるさと納税制度としてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6番（村上正勝君） 今の説明を受けた中で大体わかりますが、とにかく道の駅の販売をどうやって伸ばすかは、いろんなところでモデルがあると思うので、そういうのを最大限に活かして、そしてやっぱりあれぐらいの道の駅を作ったことによって周辺が随分活性化されたというか、前はあの辺の農地が荒れ放題だったんですね。ところが、道の駅に将来出荷するためなのかどうかはまだわからないんですが、野菜など、あの辺が一変するぐらい周辺が手入れされて、農業面からいろんなことで活力が出てきております。

そういう点で、町でもやはり、このことをプラスにして、いろんな面で道の駅を最大限に活かして、そして町民がこれはよかったと。そして、まずは何を言っても採算性を合わさなければ私はだめだと思うので、それは職員の人も、もちろん道の駅関係の人もですが、あらゆる層が、どんなことがあっても国見の道の駅を成功させるという考えで町としては取り組んでもらいたいと思うんですが、もしも別な考えがあれば、お答えいただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） お答えを申し上げます。

当然、今整備している道の駅「国見」につきましては、まさに復興のシンボル、それから町の活性化の中核の施設ということで、当然整備しております。先ほど来私が申し上げておりますように、今後の重要な課題は、経営、運営だと思っています。これはまさに結いの精神で、みんなで出してみんなで買う、そういう町民のまずベース作りをしっかりとすることがまず私はベースだと思っています。

それと同時に、2万台の車が行き来しています。そういったものをどう包含できるのか。そして、また、最近道の駅のマニアの方がいっぱいいらっしゃいますよね。ですから、そういった方々をどう取り込むか。さらには、近隣市町村、それから関係自治体、首都圏等々さまざまなジャンルがありますので、そういったものをどのように取り込みながら、どのように経営に結びつけていくのか。

まさに、ハードが今進んでおりますので、ソフト面でどのようにするかが今後の重要な課題と認識をいたしておまして、当然、今、議員お質しのように、しっかりと経営面に対応していったら、いかにこの道の駅を、奥州街道ど真ん中、すばらしい施設にするかが非常に私は重要だと思っていますので、この辺については十分今後意を配しながら、議会とも相談しながら、町民の皆様方とも相談しながら、しっかりとこの問題については対応してまいりたいなど、議員の質問に改めて感じたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6 番（村上正勝君） 今回の町長の答弁で安心しましたが、この道の駅は、私、何回も言うようですが、町を左右するぐらいの事業であります。これを最大限に活かして町のPRをすることもできると。そういう点では、よその道の駅と違って、宿泊施設、いろんな国見の魅力を発信し、そして国見に住みたいと思ってもらえるよう努力し、また定期的に道の駅でもイベントなどを行い、国見の情報発信基地となるような計画があるかどうか質問します。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（太田久雄君） まさに、私は、道の駅そのものが情報発信の基地であろうと思っております。例えば、施設の中には道路情報コーナーができます。道路の全ての情報が、あそこで全て、瞬時のうちにわかります。そういった、まさに道路情報の拠点にまづなります。

それから、当然、農産物の直売所、レストラン、カフェ、それから何ができますので、とにかく食文化、いろいろな、国見町や、あるいは周辺の食文化の情報の発信の基地に当然なります。

さらには、子育て支援施設、そういったものもできますので、ママさんなどのネットワークの情報の拠点にもなります。

さらには、歴史・観光情報コーナーも作りますので、国見町の歴史、先ほど松浦和子議員からも質問がありましたように、まさに観光情報の拠点の施設にも私はなるかなと思っております。道の駅そのものがまさに情報の拠点になっていくものとまづ認識しておりますので、それをいかに、外に外にどう出していくのかということが非常に重要な今後の課題かなと認識をいたしております。

それと同時に、やはり今、質問の中にもありましたように、今、ちょっと私の構想の中にありますけれども、週一・月一のイベントをどうするか。それと、情報発信のチラシをどうするか。あるいは、各種報道機関との連携をどのようにするか等々、結構いろいろなジャンルがございますので、そういったものを縦横無尽に駆逐しながら、いかに情報の拠点にしていくかが非常に私は大切なことなのかなと思っております。

さらには、現在、くにみしゅらんとか、首都圏からのツアーも来ていますので、そういった方との連携。先ほど言いましたように、ふるさと納税との連携なんかもとれますから、そういった連携をどうするのか。あとは、平泉町、池田町、ニセコ町との連携をとっていますので、そういった方々との情報を共有して、どう情報発信をお互いにし合えるか。例えば、ニセコ町のものを国見町に置きましょうと。では、国見町のもも置いてくださいよと。連携をとりながら、お互いに情報をそこで発信できる。そういった施設にも当然なっていくしますので、そういったことも含めて、やはり縦横無尽にでき得るものを今リストアップしていますから、まちづくり交流課でリストアップいたしておりますので、そういったものを十分リストアップして、そこにどうチャレンジしていくかが必要なのかなと思っておりますね。

さらには、先ほど観光のところで答弁しましたように、観光バスの関係とか、エージェントさんとどう連携するのかとか、さまざまなジャンルがございますので、そういったものを包括的にしっかりと対応することによって、ソフト面で、しかもそれは経営にも通じますので、しっかりとその辺は対応していければなと思っております。

いずれにいたしましても、とにかく復興のシンボルとして、それから町の中核の施設として、鋭意、今後、建設推進、経営の安定化の意識を持ちながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 村上正勝君。

6 番（村上正勝君） ただいまの答弁で出ているわけですが、経営はなかなか思うどおりにはいかないこともあるので、これは町、議会一体となって、道の駅を成功させるために、今後も皆さんと一緒に努力していかなければならないと私は思っております。

以上のことを質問して、私の質問を終わりたいと思います。

議長（東海林一樹君） これで、一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

午後 3 時より委員会室で広報常任委員会を行います。

あすは、午前 10 時より委員会室で議案調査会を開催いたしますので、ご参集願います。

これで本日の会議を閉じます。

皆様、長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 2 時 51 分）

# 第 3 目

平成28年第3回国見町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年6月24日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 4号 継続費の報告について
- 第 2 報告第 5号 繰越明許費の報告について
- 第 3 報告第 6号 専決処分の報告について
- 第 4 報告第 7号 町が出資している法人の経営状況について
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第39号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第40号 国見町税条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第41号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第42号 復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第43号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第44号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第45号 町道路線の認定及び変更について
- 第13 議案第46号 平成28年度国見町一般会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第47号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 常任委員長報告
  - 陳情第13号 国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情書
  - 陳情第14号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について
- (追加日程)
- 第16 発議第 3号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書
- 第17 発議第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第18 議員の派遣について
- 第19 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（12名）

1番 松浦和子君	2番 村上 一君	3番 井砂善榮君
4番 （欠番）	5番 佐藤定男君	6番 村上正勝君
7番 渡辺勝弘君	8番 松浦常雄君	9番 （欠番）
10番 阿部泰藏君	11番 浅野富男君	12番 志村良男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	太田久雄君	副 町 長	佐藤弘利君
教 育 長	岡崎忠昭君	会計管理者兼 会 計 課 長	黒木浩子君
総 務 課 長	菅野信朗君	企画情報課長	菊地弘美君
税 務 課 長	松浦昭一君	住民生活課長	吉田義勝君
保健福祉課長	武田正裕君	産業振興課長 兼農業委員 事 務 局 長	佐藤克成君
まちづくり 交 流 課 長	引地 真君	建 設 課 長	阿部正一君
上下水道課長	澁谷康弘君	原発災害対策 課 長	蓬田英右君
教育次長兼 学校教育課長	引地由則君	幼児教育課長	中田利枝君
生涯学習課長	羽根洋一君	教育委員長	高橋幸子君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	羽根田孝司君	書 長	記 安藤充輝君
書 記	佐藤智昭君	書 記	横山裕子君

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第4号 継続費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第4号「継続費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 報告第4号、継続費の報告についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第5号 繰越明許費の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第5号「繰越明許費の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 報告第5号、繰越明許費の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議決予算の執行状況につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第6号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第6号「専決処分の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 報告第6号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本件は議会の委任による専決処分につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第7号 町が出資している法人の経営状況について

議長（東海林一樹君） 日程第4、報告第7号「町が出資している法人の経営状況について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 報告第7号、町が出資している法人の経営状況についてご

説明をいたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) 本件は出資法人の経営状況につき、報告のみにいたします。

◇

◇

◇

◇承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長(東海林一樹君) 日程第5、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題といたします。

本案件について説明を求めます。総務課長。

総務課長(菅野信朗君) それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を省略し、承認第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

◇

◇

◇

◇議案第39号 国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第6、議案第39号「国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長(菅野信朗君) それでは、議案第39号、国見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番浅野富男君。

11番(浅野富男君) 今回の条例改正ですけれども、マイナンバーの利用事務の拡大ということで、新たにこの7つほど広げるわけなのですけれども、導入時にも私、いろいろ皆さんと議論いたしまして、まだまだ安全上の問題、それから個人一人一人の尊厳の問題とか、そういったものの議論をしたのですけれども、これを広げるのは本町だけですか、それとも何かほかの法律に基づいて、近隣市町に合わせるとか、そういったものなののでしょうか。

議長(東海林一樹君) 総務課長。



総務課長（菅野信朗君） 今回追加させていただく事務につきましては、今までも実際に事務として行っていた部分でございまして、これが必要だということから、今回追加をさせていただくものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、これを条例にいたしまして、はっきりとした形で運用するという理解でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） この個人番号制度についてでありますけれども、さきの本制度導入のときにも申し上げましたけれども、国民一人一人を番号で管理し、個人の尊厳が否定されかねないようなものであること、そしてまだまだ安全上の問題についても確立されたとは言えないことから、この運用については中止すべきものと考えます。

よって、本条例案については同意できない旨伝えて、反対の討論といたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第40号 国見町税条例等の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第40号「国見町税条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 議案第40号、国見町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番 渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） 税務課長にお尋ねします。

第34条の4項におきまして、法人税の税率が9.7%から6%に引き下げることなのですけれども、法人税を納めている方にとってはありがたいことだとは思いますが、そこにおいて法人税の町の税収が減るのではないかと思いますけれども、その点についての対策があるのかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 7 番 渡辺議員のご質問にお答えします。

今回の法人税率の引き下げによって、税収の減収分があることに対してどうするかと、そういう対応かと思うんですけれども、今回の改正では、地域間の税源の偏在性を是正する観点から法人住民税の税率が引き下げられることとなります。それで、その引き下げ分、9.7%から6%に引き下げられるわけですけれども、その引き下げられた3.7%につきましては、国税である地方法人税として、その引き下げ相当分を引き上げるような形となり、その税収全額を地方交付税の原資として各地方公共団体に配分される制度となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

7 番 渡辺勝弘君。

7 番（渡辺勝弘君） 第16条の2項において、軽自動車税のグリーン化特例なのですが、皆さんご承知のとおり、国の某メーカーさんがちょっとしたものがありまして、そうした場合に、そのメーカーの車を所有している方に対しては、特例の対象になるのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 今回の偽装にかかわるメーカーの軽自動車の軽減について、軽減の対象になるのかというお質しだと思いますけれども、基本的に今回、28年度からグリーン化特例が適用されることになってはいますが、その適用車種につきましては、平成27年4月1日から28年3月31日までに車両登録した軽自動車であって、その燃費基準が法令に定められている基準に達しているものについて、最大で75%から25%まで軽減するとなっております。

それで、この軽減の判定につきましては、軽自動車の検査証の記載に基づいて、町では28年度につきましては軽減措置を実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

11 番 浅野富男君。

11 番（浅野富男君） 第6条の第1項で、特定一般用医薬品等購入費用を支払った場合の医療費控除の特例ということで、今回これは新たに創設するものと思っております。

制度が運用されるのが平成30年度からということで、あと2年ほどあると思うん

ですけれども、この一般用医薬品というのはどういったものを指すのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） この一般用医薬品という定義でございますけれども、実際、医療の現場で医療用医薬品として過去に認定されて使用された薬が、その後、効果とか、広く一般に知られるような適用と申しますか、医療用から転用された医薬品ということで、既に薬局等で広く一般に市販薬として出回っている医薬品を一般用医薬品ということで、これの購入代金について医療費控除の適用とする制度となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 11番浅野富男君。

11番（浅野富男君） そうしますと、もう現在でもこういった表示が薬にはされているということですか。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（松浦昭一君） お答えいたします。

この一般用医薬品につきましては、その効果などを勘案しまして、医薬審議会等で既に議論されて、官報で告示されているところでございます。

それにつきまして、詳細にどのくらいの薬が適用と申しますか該当になるかまでは把握していなかったんですけれども、薬局等で購入の際にそれが対象になるかという場合は、薬剤師が常駐していると思いますので、そういう方に聞いていただければ、適用薬かというのわかるかと思えます。

ただ、今回の一般用医薬品につきましては、胃腸薬ですとか、あと湿布等、そういったものまで広く適用されていると聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第41号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第8、議案第41号「国見町税特別措置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長（松浦昭一君） 議案第４１号、国見町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４１号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第４１号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第４２号 復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第９、議案第４２号「復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。税務課長。

税務課長（松浦昭一君） それでは、議案第４２号、復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４２号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第４３号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第10、議案第43号「東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第43号、東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第44号 国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第11、議案第44号「国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第44号、国見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番阿部泰藏君。

10番（阿部泰藏君） 国民健康保険は各市町村によって保険税が異なりますが、本町の国民健康保険税は県内の平均より高いのか安いのか、まず伺いたいと思います。

そして、今回の減額によって、どのくらい全体で減額になったのか伺います。

議長（東海林一樹君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

まず、国見町の国保税は県内でどの辺の位置にあるかということですが、大体中位程度と考えてございます。

なお、手元には伊達管内の国保税の調定額のデータがございまして、これによりますと、比較できるのは平成26年度の分でございますが、平成26年度、国見町の

1人当たりの調定額が8万8080円となっておりまして、これは伊達管内でいいますと伊達市に次ぐ位置でございまして、伊達市、国見町、川俣町、桑折町の順になってございます。

次に、今回の改正によりまして、どのぐらい税率が変わるかというご質問でございしますが、国保税医療費分の1人当たりの負担額は6万1722円となりまして、前年度と比べまして589円、約1%の増。支援金分につきましては、1人当たり2万4225円で、前年度と比べ447円、1.9%の増と、ほぼ横ばいと見てございませぬ。

なお、介護納付金分につきましては、1人当たり2万4282円で、前年度と比べまして8,293円、35.5%の減になりまして、全体の合計では、先ほど申し上げましたとおり9万3941円となりまして、前年度と比べまして2,474円、2.5%の減となる見込みになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇議案第45号 町道路線の認定及び変更について

議長（東海林一樹君） 日程第12、議案第45号「町道路線の認定及び変更について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。建設課長。

建設課長（阿部正一君） 議案第45号、町道路線の認定及び変更についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 建設課長にお尋ねします。

町道の認定及び変更する案には意見はございませんけれども、どこかなと思って裏を見ました。地図が載っております。

そこで、質問をしたいと思っております。この地図は一体いつの地図なのでしょうか。恐

らく町長もわからない、富永町長時代に藤田保育所は駅前に移転しております。ところが、図面には藤田保育所が載っております。その周辺の図面も少し変わっております。何でこの古い図面を添付したのか、建設課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 都市計画図でございまして、町で作成している都市計画図をその後更新してございませんので、古い地図になっているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 建設課から、4月だと思いましたが、町道認定路線の図面を我々議員一同に全部配っております。

だから、私が言うのは、議会に出すときに、10年も前の地図でなくて、この新しい地図で出すべきでないかなど。議員の中には、この図面を見て、あれこんなのあったのかなど、例えば雇用促進事業団クニミ宿舍サンコーポラスクニミ、わからない議員もいると思います。少なくとも議会に出す資料は、現況のわかりやすいもので出してほしい。全く、議会に出すのは何でもいいみたいな感じでやってもらっては困る。町執行部と議会とは信頼関係でもって、町の事業をやっています。しかも、この道路の認定あるいは変更は、道路台帳にかかわる問題と同時に、地方交付税の算定基準になる道路になっております。だから、もっと議会に対する資料の提供は、十分考えて出してほしい。何でもいいから出せばいいというものではないと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

以上です。もし答弁があったらお願いします。なければ、意見で結構でございます。

議長（東海林一樹君） 建設課長。

建設課長（阿部正一君） 今後、十分注意して、最新の情報で提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時10分まで休議いたします。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇

◇

◇

◇議案第46号 平成28年度国見町一般会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第13、議案第46号「平成28年度国見町一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 議案第46号、平成28年度国見町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番松浦和子君。

1番（松浦和子君） ただいまの説明の補正予算資料の11ページの9目13節の委託料、観光・防災Wi-Fiステーション整備事業とありますが、3136万6000円、これは3カ所に設置予定と伺っておりますけれども、それぞれの設置の条件、環境が違ふと思います。それぞれ3カ所に係る経費をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） 1番松浦和子議員のご質問にお答えをいたします。

この委託料の3136万6000円の件でございますが、目的は観光・防災に資するWi-Fiステーションの整備で、道の駅、役場、観月台文化センター、3カ所に公共Wi-Fiを整備するというところで、災害時の情報取得の機会を増やすということが1つ。

もう一つが、道の駅の付近を通過する際に、適時、町及び道の駅の情報を発信する機能を持たせるということで整備をするものでありますが、お尋ねの3カ所の内訳につきましては、現在、総額で積算をしておりますことから、分けて積算をしているわけではございません。予算の要求という形でやっておりますので、ご理解を賜ればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質問ございませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 商工費について質問いたします。ページ数は15ページです。

商工費の中で、商工振興費の16ページの一番上に、風評対策事業費でマイナスの460万円、それからまちづくり交流推進費でアドバイザー委託料518万



4000円のマイナス。3月の予算でとって、まだ3カ月過ぎないのに、風評対策事業費460万円マイナス、あるいはアドバイザー委託518万4000円マイナスというのは、どういうことでこういう補正を組まなくちゃならなかったのか、関係課長に質問いたします。

議長（東海林一樹君） まちづくり交流課長。

まちづくり交流課長（引地 真君） お答えいたします。

まず、商工費の風評対策事業の減額についてでございますが、これは28年度の当初予算の編成時点におきましては、国の補助の全貌がまだ決まっていなかったところでございます。27年度の補助ベースをもとに、28年度の当初予算を計上したところでございます。その後、国の予算が固まりました後で、風評対策関係の28年度予算においては上限枠が設定されてしまったということで、今回その差額分を減額させていただいたところでございます。

次にアドバイザー委託料についてでございますが、これも27年度の地方創生予算と同時進行で計上させていただいていたところでございます。地方創生の予算が認められましたので、28年度のアドバイザー委託料を減額させていただいたところでございます。

事業としては、それぞれ実施をするものでございます。風評対策事業については、このまちづくり交流推進費の今回お願いをしています地域食材活用事業の中で実施をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 議長、一問一答式でやるんでしょうか、それとも3回で終わりますか。

議長（東海林一樹君） いや、まだいいです、どうぞ。

13番（八島博正君） それでは、専決した補正予算、そして今回の第2号の補正予算で、ふるさと創生基金の出入りがございます。第2号の補正予算で、ふるさと振興基金は総額どのぐらいになっているんでしょうか。

総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） ふるさと振興基金のほうでしょうか、それともここに充当された金額ということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 専決しました第1号では、ふるさと振興基金マイナス1800万円です。これは、補助金の関係でこうなったんですけども、今回は、総務費の中で、11ページにふるさと振興基金積立金として870万円計上されております。

もう一つは、収入のところで、課長の説明でございますけれども、ふるさと振興基金繰入金で2000万円入ります。だから、繰り入れであれ積み立てであれ、あるいは

はマイナスしたりで、現在の6月のふるさと振興基金の残高は幾らになるのかを聞いているんです。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 大変申し訳ございませんでした。

やりくりの中で、積んだり取り崩したりというところで、こういう予算を組ませていただいたところですが、これらの結果によりまして、29年の3月まで、今回の補正を加味しまして、残高が7300万円ほどの見込みということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 13番八島博正君。

13番（八島博正君） それから、企画情報課長にお尋ねします。

今回、1381万3000円の返還金は、文化財とか、あるいは埋蔵文化財の発掘における最初の見積もりよりも安かったという形で返還すると説明がありました。

と同時に、そのときに、きのうすばらしい冊子をもらいました。「くにみ農物語」、いや大した宣伝で、すばらしいなと思います。この冊子はいつ作ったんでしょうか。そして、これの使用方法はどのようにして、今回の補正予算にはこの経費は措置をしなかったんでしょうか。もし今回の補正で組むのならどこにあるのか、それとも当初予算でこれは計画していたのかどうか、質問いたします。

議長（東海林一樹君） 企画情報課長。

企画情報課長（菊地弘美君） お答えをいたします。

東日本大震災からの復興交付金の部分であります。あくまでもこの事業につきましては国で示されたメニューの中で事業を進めるということでありました。

お質しのとおり、国見町においては合併浄化槽の部分と埋蔵文化財の部分について申請をしております。復旧復興が最前提でありましたので、国の制度として、概算で交付をして基金を作って、その中から必要分を支出するというところでございました。町では当時、24、25年度といただいてございますが、必要なものということで概算をお願いをいたしまして、実際には合併浄化槽も埋蔵文化財の発掘も、被害を受けた家屋で再建をするときに必要になる経費でありましたので、概算で請求をして、実績として今回残額が出たので返還をするということでございます。

それから、お尋ねの「農物語」のPR冊子の部分でございますが、これにつきましては平成27年度の地方創生の上乗せ交付金をいただいて活用して作ったものでありまして、27年度の事業ということでご理解を賜ればと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） では、もう1回、八島博正君。

13番（八島博正君） 最後にします。

すばらしいものだと思います。私も、実は落語会から注文を受けて、130箱ぐらい、リンゴを贈答用に毎年送ったことが十四、五年続きました。やっぱり農家にとってはこういったもので宣伝してもらおうのはうんと助かるんですよ。

すばらしかったんですけれども、1つだけ、今の答弁で27年度の事業でやったという形で、残念ながら一番最後の道の駅国見オープン予定のこの写真、私持っているのは入札したときの写真なのです。入札した当時の、前の設計の写真です。カラーでちゃんと、町長室というか、文化センターにも飾ってありましたから、この写真をずっと使ってきたのです。ところが今回、この道の駅のオープンの写真は、今作ろうとしている写真なのです。

ここまで来ていますので意見は差し控えますけれども、議会と町は信頼関係で、どのような経路でこういった違う写真になっているのかを本当はもっとももっと聞きたいんですけれども、もうこうなった限りは、これを変更していくときは、ぜひともこれから議会と相談しながら、こういう理由でこう変更しますよと言って、議会の承認なくとも理解をもって、なるほど国見町の道の駅はこういうふうになるんだなということをやらないと、今回町民からのいろんな疑問に答えることはできない。我々議員も答えようがないのですよ、実は。今もって私たちの頭の中には入札当時の、議会で議決した当時の頭しかなかったもので、ひとつその辺を十分配慮しながら、お互いに議会と執行部との信頼関係を深めて町政を執行していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

もしご意見があったら聞かせてもらおうし、意見だけでよかったらそれで結構です。

議長（東海林一樹君） 特に、いいですね。

13番（八島博正君） はい、なければいいです。

議長（東海林一樹君） そのほか、質疑がありましたらばお願いたします。

浅野富男君。

11番（浅野富男君） 住民生活課長になりますでしょうか。

15ページ、災害対策費で7万9000円ほど手数料として上がっておりますけれども、これは特殊無線技士養成課程受講料と説明がありました。こうした特殊技能を持った方、本当にこれからいろんな災害の中で必要かと思っておりますけれども、現在、こうした特殊技能を引っさがる職員の方は何人ぐらいになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民生活課長。

住民生活課長（吉田義勝君） 11番、浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

災害対策費の手数料ということで7万9000円です。いわゆる無線の操作をする上での技術者ということで、無線技士の養成課程の受講料で、今回要求したわけでございます。実際、今のお話ですと何名いるかということでございますけれども、昨年までいた職員が実際持っていたということで、全体では何名いるかは私も現在は把握しておりませんが、その職員の異動によりまして、町の防災行政無線の運用上、操作上、その資格が急に必要になったものですから、今いる住民生活課の住民防災係、3名の職員が養成課程を受講するための費用として、受講料を要求したものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

11番（浅野富男君） 質問がきちんと伝わらなかったと思います。

無線技士の3名はわかったんですけども、ほかにもいろんな特殊技能があると思っております。そうした形での技能を持った方々も含めまして何人ぐらいになるのかなと質問したところです。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（菅野信朗君） 浅野議員のご質問でございますが、そういった特殊技能を持った職員が何名いるかということのお質しでございますが、大変申し訳ございません、把握はしてございません。

そのほかに、水道の管理とかもいろいろございます。そういったところでは、必要部署においては、その担当となる者が講習を受けたりいたしまして、資格を取得している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

13番八島博正君。

13番（八島博正君） 総務課長でも、あるいは学校教育課長でもいいです。

ページは16ページ、学校管理費の13節委託料で、送迎委託業務33万1000円が計上されております。3月の予算のときに契約金を算出して予算を立てただけけれども、実際契約してみたら足りなかったために計上したのか、それとも別な理由があって、この33万1000円が少なくなったから計上したのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（引地由則君） 八島議員のご質問にお答えいたします。

16ページの送迎業務委託料33万1000円の件ですが、当初に見込んでいました夏休みプールの送迎について不足が生じたため、補正増をお願いしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） そのほかございますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◇議案第47号 平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（東海林一樹君） 日程第14、議案第47号「平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（武田正裕君） 議案第47号、平成28年度国見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員長報告（陳情第13号～陳情第14号）

議長（東海林一樹君） 日程第15、常任委員長報告を行います。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第13号及び陳情第14号の審査結果について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

なお、この報告に対する質疑は一括して行い、その後討論、採決については1件ずつ行います。

総務文教常任委員長、8番松浦常雄君。

8番（松浦常雄君） 今定例会において、総務文教常任委員会に付託されました陳情第13号及び陳情第14号の審査結果を報告いたします。

本委員会は、去る6月21日午前11時より、委員会室において委員全員の出席のもとで開催しました。この会議には、説明のために菅野信朗総務課長及び引地由則教育次長、職務として羽根田孝司議会事務局長が出席しております。

陳情第13号は「国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情」であります。

陳情の趣旨は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するために、平成29年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援に必要な予算確保を国に要望する意見書の提出を求めるという内容です。

本委員会では、本陳情について全会一致で採択と決しました。

以上、報告いたします。

続いて、陳情第14号の審査結果を報告いたします。

陳情第14号は「地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について」であります。

陳情の趣旨は、地方自治体は社会保障、被災地の復興などに果たす役割が拡大する中で、地方版総合戦略の策定、実行など、新たな政策課題に直面しています。

財政削減を達成するためだけの不可欠なサービスの削減は本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたり、歳入歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要なため、政府関係機関に意見書の提出を求めるという内容です。

本委員会では、本陳情について全会一致で採択と決しました。

以上、報告いたします。

議長（東海林一樹君） これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第13号の討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第13号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情第13号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第13号は委員長報告のとおり採択と決しました。

これから陳情第14号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第14号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情第14号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、陳情第14号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

（午前11時53分）

◇ ◇ ◇  
◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前 11 時 54 分）

◇ ◇ ◇  
◇追加日程の議決

議長（東海林一樹君） ただいま配付いたしました追加日程表のとおり 4 件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、この 4 件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇  
◇発議第 3 号 「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書

議長（東海林一樹君） 日程第 16、発議第 3 号「「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

（書記 発議第 3 号及び意見書を朗読）

議長（東海林一樹君） 提出者より説明を求めます。8 番松浦常雄君。

8 番（松浦常雄君） 提案理由の説明ですが、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決定をお願いします。

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから発議第 3 号の討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから発議第 3 号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇  
◇発議第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書

議長（東海林一樹君） 日程第 17、発議第 4 号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 発議第4号及び意見書を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者より説明を求めます。8番松浦常雄君。

8番(松浦常雄君) 提案理由につきましては、ただいま書記が朗読したとおりであります。速やかなるご決定をお願いします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから発議第4号の討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから、発議第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

◇議員の派遣について

議長(東海林一樹君) 日程第18、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇

◇

◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長(東海林一樹君) 日程第19、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申し出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶



議長（東海林一樹君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（太田久雄君） 平成28年第3回国見町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ご提案申し上げました議案につきましては、慎重ご審議と格別のご理解をいただきまして、全議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。また、議案審議の過程におきまして議員の皆様方から頂戴をいたしましたさまざまなご意見等ございました。これらのご意見につきましては今後十分踏まえながら、町政執行などにあたってまいりたいと考えておるところでございます。

なお、議員の皆様方におかれましては、時節柄ご自愛の上、今後とも復興と町政進展並びに町民福祉の向上のためにお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、閉会にあたりご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。



◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

平成28年第3回国見町議会定例会を閉会いたします。

（午後0時08分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月24日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 村 上 一

同 署名議員 井 砂 善 榮